

## 総務委員会会議録

平成18年7月4日(火)

(開 会) 10:03

(閉 会) 16:25

### ○ 委員長

ただ今から総務委員会を開催いたします。

議案第56号「平成18年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

### ○ 人権同和推進課長

おはようございます。

議案第56号 平成18年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算の補足説明をいたします。

予算書の315ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出をそれぞれ1億5,308万8,000円と定めるものでございます。

その主な内容につきまして御説明いたします。

320ページをお願いします。

歳入2款県支出金1項県補助金1目住宅新築資金等補助金の2,533万3,000円につきましては、償還事務に係る県の補助金でございます。

続きまして、321ページをお願いします。

歳入5款諸収入1項貸付金元利収入1目住宅新築資金等貸付金元利収入の1億2,764万1,000円につきましては、国県の住宅新築資金等貸付金の償還金を計上したものでございます。

322ページをお願いします。

歳出1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の3,125万2,000円につきましては、貸付金の回収に伴う関係経費を計上したものであります。

323ページをお願いします。

歳出2款公債費1項公債費の1億2,163万6,000円につきましては、市債償還の元金と利子を計上したものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

### ○ 川上委員

おはようございます。

日本共産党の川上直喜です。

まず、この貸付事業の貸付残高推移を件数、金額、できれば旧自治体ごとに3カ年程度、お答え願いたいと思います。

### ○ 人権同和推進課長

住宅新築資金のこれまでの貸し付けの総件数でございますけども、全体で2,122件、貸付総額が57億204万7,000円、2,122件のうち1,639件が償還が終わっておりまして、現在、償還をされている方が483件、そのうちの滞納が260件でございます。滞納額につきましては、元金、利息を含めまして3億6,627万8,793円でございます。

旧自治体ごとということでございますけども、18年の3月31日現在の数字しか持ち合わせておりませんので、その数字でお答えをさせていただきます。

旧飯塚市ですが、貸付総件数が748件、貸付総額が16億4,115万円、現在の償還件数が117件、滞納件数が現年、過年度を含めまして52件、滞納額も現年、過年度を含めま

して6,340万9,077円でございます。

続きまして、旧穂波町でございますが、貸付総件数が474件、貸付総額が15億474万7,000円、現在の償還件数が119件、そのうち滞納が64件、滞納額が9,910万1,164円。

続いて、旧庄内町ですが、貸付総件数が81件、貸付総額が2億5,007万円、現在の償還件数が23件、滞納件数が1件、滞納額が41万8,650円。

旧穎田町でございます。

貸付総件数が203件、貸付総額が3億4,309万円、現在の償還件数が56件、滞納件数が52件、滞納額が5,911万1,869円。

旧筑穂町ですが、貸付総件数が616件、貸付総額が19億6,299万円、現在の償還件数が168件、滞納件数が91件、滞納額が1億4,423万8,033円。

合計の滞納額が3億6,627万8,793円でございます。

#### ○ 川上委員

大変な額なんですけど、滞納に対する請求行為はどのような段取りで行われていますか、お尋ねします。

#### ○ 人権同和推進課長

滞納者に対しましては、督促状、電話催告、臨戸訪問による納入指導を行っておりますとともに、定期的に夜間の徴収を行っておるところでございます。

また、定期的に本年4月から、本庁、支所の担当職員によります毎週金曜日に会議を開催しまして、情報の共有、滞納指導の方法等について協議を行っているところでございます。

また、今後の滞納制のあり方でございますけども、債務者の死亡、行方不明、連帯人の死亡、連帯保証人の行方不明等以外の通常の滞納者に対しましては、滞納発生後1カ月後に督促、それから1カ月ごとに2回の催告書によりまして支払いを促すとともに、支払いなき場合は保証人に対しまして通知し、誓約書の提出を行わせ、なお滞納が続くようであれば法的手続、つまり不動産競売の申し立てでありますとか、支払い督促の申し立て、こういったものの開始に着手しようというふうに考えております。

また、債務者の死亡、行方不明といったものによります滞納につきましては、滞納者の世帯調査を本年11月までに行い、弁護士、県の事業相談等を活用し、処理方針を決定した上で滞納整理に当たりたいと、こういうふうに考えております。

#### ○ 川上委員

市営住宅の場合、事案が深刻な場合は裁判に訴えていくわけですがけれども、今後、この件については法的手続もというふうに言われましたけど、過去において、深刻な事例の場合、法的手続をとった実績がありますか。

#### ○ 人権同和推進課長

まだ、私の方では、そういう事象につきましては承知をしておりません。

#### ○ 川上委員

非常に特別扱いをされておると思うわけですがけれども、そもそもこの貸付事業はどういう目的の事業ですか。

#### ○ 人権同和推進課長

新築資金等の貸し付けにつきましては、同和地区におきまして、住宅の新築及び改修に必要な資金の貸し付けを行い、当該地区の居住環境の整備改善を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的としまして、貸し付けが行われてきたものでございます。

#### ○ 川上委員

現在、貸付事業はしていませんね。

貸付事業をやめたのは、どういう理由ですか。

## ○ 人権同和推進課長

住宅新築資金の貸し付けにつきましては、旧筑穂町が平成8年、旧飯塚市、庄内町、颯田町が9年度、穂波町が平成14年度にそれぞれ廃止しております。

廃止につきましては、1つは市中銀行の金利の低下によりまして、従前に比べまして借入者といえますか、その他の選択肢が多くなったことと、2つ目は借りる方そのものが少なくなったこと、3つ目は、福岡県の市町村が廃止の方向にありまして、国や県も廃止するという方向であったこと、4つ目は国県の補助がなくなる方向になったこと、これは地対財特法の失効によりますけれども、自治体単独での事業を実施することが困難と、こういったことから廃止になったものと思われまます。

## ○ 川上委員

いろいろ問題があったにしても、当初目的は基本的に達成したということで、貸付事業をやっておらないということだろうと思うんですよ。

そこで、これだけの焦げつきがあるわけですけれども、放置するわけにいかないでしょう。それで、もともとこの貸し付けに応募する場合、市も含めた部落問題に精通する個人や団体などの推薦を受けて、お金を貸しているわけでしょう。

それで、これだけの焦げつき解消するのに、法的手続もちろんあるんでしょうけれども、その前か後かというのものもあるでしょうが、市も含めますが、推薦した個人、団体について、何か協力をお願いするようなことはしましたか、お尋ねします。

## ○ 人権同和推進課長

本特別会計につきましては、合併以前、住宅課の所管でございました。本年度から私どもの人権同和推進課に移ってきたわけでございますけれども、そこら辺のところは、今後、いろんなケースを考える中で、必要であれば協議していきたいと、こういうふうに思っております。

## ○ 川上委員

私は、本市は部落解放同盟ほかに対して、数千万円の補助金を予算計上していますでしょう。それぞれの自治体も、合併前まで単年度で相当額の補助金を出してきているわけですよ。そういう団体に対して、法的な責めはないのしょうけれども、道義的な責めというのはあるでしょう。

ですから、強く協力をお願いして、滞納対策に当たられるように要望して、質問を終わります。

## ○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

## ○ 渡邊委員

63番、渡邊則秀でございます。

ただいま説明がありましたように、この法は既に平成8年に失効いたしまして、ただいま回収段階に入っているのでございますが、説明によりますと、滞納者が64名ということでございます。

なお、この回収については、格段の努力をされているということも説明がありました。

なお、いろいろ庄内町は物議を醸しておりますけれども、私は長年、この審議会の委員に携わりまして、この委員の中に運動体の代表も入っております。

そして、審議の場合に、貸し付けるときに、支払いの意思と能力のない者にはこれは貸し出しいたしませんと、そういう論議をした記憶があります。

その結果、今、報告がありましたように、庄内町は16年度まで未納は全くなく、たまたま17年度に1件発生したのであります。

いずれにいたしましても、これは公平でなくてはなりませんので、払わない者が得をするということではなく、公平性を確保するためにも、収納未済額の回収を極力努めて、そして収納未

済額を発生しないように格別の努力を要望して、終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

○ 川上委員

私は、議案第56号 平成18年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算案に反対し、討論を行います。

この事業では、既に新規貸し付けは行っていないとはいえ、多額の焦げつきに対して十分な効果的対策が検討されておらず、私は今回予算案に反対です。

詳しくは本会議で述べることにし、以上で討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第56号「平成18年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」は、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号「飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

議案第69号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

行財政改革の推進を図るため、本年度中に行財政改革大綱及び集中改革プランを策定し、住民に公表する予定でございますが、大綱及び集中改革プランを調査、審議する市長の附属機関として、行財政改革推進委員会を設置するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○ 川上委員

まず、飯塚市行財政改革推進委員会の設置の目的を伺います。

○ 行財政改革推進室主幹

行財政改革推進委員会の担当事務といたしましては、行財政改革に関する重要な事項について調査、審議を行っていただくことになっておりますが、具体的には行財政改革大綱等につきましては、市長の諮問に応じまして調査、審議をし、答申書を提出していただく。

また、集中改革プラン及び大綱に基づく実施計画につきましては、計画に対する意見、提言をいただく。

また、行財政改革全般について建議をしていただくということで、考えております。

以上でございます。

○ 川上委員

期限を定めない設置ということのようですけれども、構成メンバー及び活動スケジュールはどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○ 行財政改革推進室主幹

委員さんの任期につきましては大体1年と、再任はございますが、任期は1年ということで考えております。

委員会の構成メンバーにつきましては、最終的には行財政改革推進本部で決定することになりますが、事務局では市政に特に識見、行政に精通した識見を有する方を選任してはどうかというふうに考えております。

具体的には、先進自治体等を参考にいたしまして、他の自治体の行革の委員の経験がある大学教授や公認会計士、または税理士、それから民間事業者、それから監査委員の経験者等を選任していったらどうかということで、事務局では現段階では考えております。

○ 川上委員

市民公募は考えていますか。

○ 行財政改革推進室主幹

6月16日に行財政改革推進本部会議を開催し、委員の選出方法につきまして協議を行っておりますが、その中で、委員につきましては公募をしないと、市民から公募をしないということで決定をいたしております。

公募を実施しない理由といたしましては、行財政改革は行政に精通した者、識見を有する者が専門の見地から全事務事業の検証を行い、意見、提言をいただいた方が望ましいのではないかと理由からでございます。

以上でございます。

○ 川上委員

私は、行政に通じておるといってももちろん重要でしょうけど、これまでのそれぞれの自治体で行ってきた行財政、これで犠牲になって苦しめられてきた実感のわかる人、そういう方が必要だと思うわけです。

それで、ぜひ検討してもらいたいというふうに思います。

その上で、旧自治体、合併前の1市4町における行財政改革、これをどのように振り返って総括し、教訓を明らかにするのかというのは非常に大事だと思うんですよ、今後の行財政改革にとって。

どのように総括したか、お尋ねします。

○ 行財政改革推進室主幹

1市4町では、バブル経済の崩壊とか、少子・高齢化の急速な進展、人口の減少等によりまして、厳しい財政状況が続く中、行財政改革大綱を策定し、実施をしてきたところでございます。

しかしながら、地方分権の推進、それから三位一体の改革などで、地方交付税が大幅に減少するなど、1市4町を取り巻く環境はますます厳しくなり、基金を取り崩し、収支バランスをとりながら、財政運営を行ってきたというのが現状でございます。

このような中で、最大の行革と言われます市町合併がなされたところでございますが、その効果はすぐにあらわれないのが実情でございます。

このようなことから、新市発足直後ではございますが、行財政改革に取り組まなければ、来年度の予算が編成できないというような危機的状況になったものでございます。

○ 川上委員

認識としてはとんでもない内容ですよ。

この間だけでも、バブルのことも言われましたけど、合併前の各自治体の行財政改革というのは、国の1997年の大号令に始まったんでしょう。

行革をやれというわけでしょう。

飯塚市は翌年からやったじゃないですか、旧飯塚市は。

ほかの町も、大体状況的には変わりません。

それで、そのときよりは、今、8年ぐらいたっていますけど、財政状況、各自治体を見て好転していますか。

効果がすぐにあらわれないというようなことじゃないでしょう。

逆じゃないですか。

政府はそれを知っているから、去年、2005年に新行革大綱を出して、集中改革プランをつくれと指示をしたわけでしょう。

それで、飯塚市関係は合併のために1年おくれて、今年大急ぎで住民の声も聞かずにやろうとしているわけですね。

それで、総括をきちんとしないと、どっち向いて歩いていったらいいかわからないでしょう。

旧飯塚市のことを取り上げましょう。

旧飯塚市が合併前に行った行財政改革はどういうものであったか、国の地方自治体への財源保障の責任の著しい後退のもと、その特徴は住民犠牲、そして市職員の削減による住民サービスの低下、労働強化を基調とするものでしたね。

つまり、本来、住民が求めるものとは逆向きに、しかも目標を上回って急テンポで進んできたと思うわけです。

8年間で25億4,000万円の負担を押しつけてきたごみ袋の有料化、批判を浴びて一部復活したとはいえ、一方的な祝日のごみ収集廃止、児童クラブ利用料の有料化、市立保育所横田保育所の民営化、商工振興費は10年間の間に3分の1に、防犯灯に対する補助金も補助率を落としています。

障がい者の自立支援を行う目的のリサイクルプラザ委託料まで、86%に落としています。

市職員は、8年間で何と25%、4人に1人という急激な削減で、住民サービスの低下、深刻な労働強化、官から民という小泉首相のかけ声に積極的に従う市政運営のもとで、自治体の空洞化が急速に進んでいると言わざるを得ない実情。

その一方で、総事業費133億円の目尾地域振興基本計画など、大型開発に約70億円を投入。事業破綻に陥ったにもかかわらず、根本的な見直しを行わず、さらに総事業費12億円を予定する市営野球場など、不要不急の公共工事を事実上性急にしているわけです。

住民サービスの後退という面からも、自治体の空洞化という面からも、旧飯塚市の行財政改革の方向というのは住民が求める方向に逆行してきていると思うわけです。

見解を求めます。

#### ○ 行財政改革推進室主幹

旧飯塚市におきましては、第1次から第3次の行政改革を実施してまいりましたが、その内容につきましては、今、質問者が言われましたように、職員定数の見直し等を行って、相当の効果があらわれておりますが、全国718都市を対象として、これある雑誌でございますが、行革度のランキングが示されておりますが、27位にランクされて、内容につきましてはいろいろ今御意見等もありましたが、それなりの効果を出してきたというふうに認識はいたしております。

#### ○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:33

再開 10:33

#### ○ 川上委員

評価は、住民、市民の立場に立つかどうかで、あるいはその痛みをどう受けとめるかによって異なると思います。

私は、新しい飯塚市は住民の痛みがわかる、そのスタンスで物を考えていく必要があると思うわけです。

ところが、今、答弁がありましたけど、齊藤市長の施政方針にある行財政改革、これは旧飯塚市を初め合併前の自治体における住民犠牲を中心とした行財政改革の反省と教訓は示されず、その同じ方向をさらに規模を広げて進めようとしています。

この施政方針のもとで、飯塚市行財政改革推進委員会が設置されれば、現状では住民犠牲、さらに職員犠牲と自治体空洞化を推進する役割を果たすだけになりかねず、私は今回議案に反対であります。

市長は、この設置条例を撤回する考えはないか、お尋ねします。

#### ○ 財務部長

今、過去の飯塚市の行革の例を出されましたけども、若干その辺、住民犠牲かどうかということに関しましては見解を異にいたしております。

もちろん、行財政改革というのは、行財政改革そのものが目的じゃなくて、新たな行政需要に対応する、あるいは現在の住民サービスをいかに維持していくか、あるいはまた新しい事業に対応していくかというための方策でありまして、行革することが目的ではありません。

ですから、あくまでも住民の方を基本に置きまして、住民サービスを基本に置きまして、それを目的として行革を進めると、それが1つの手段ということで考えておりますので、今回の審議会、あるいは今後の行革に対して、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

#### ○ 兼本委員

委員会の設置の先ほど答弁がありました、市民を一般公募しないということでしたけど、市長は施政方針にも述べていますように、市民あつての行政、そして市民と協働しながら行政を立て直したいというような施政方針がありましたよね。

そういう趣旨からいきますと、先ほど市民サービス、市民サービスと言ったけども、市民サービスにもある程度限界があるわけですよ。

市民が何をしてくれるかということの市民の目で行財政改革もやっていかないと、公務員の目だけで行財政改革をやるうたって、なかなか難しいんだと思うんですよ。

それを先ほど何か市民一般公募はしないというようなことを決めたということですけど、どういう、施政方針からいくと、全然市長の考えていることと行政のやっていることが相矛盾するようなことを考えられるんですけど、本当に一般公募をやらないのか。

他市の先進事例におきまして、市民は一般公募で入れて、そして市民の目で、こういうむだがあるんですよというようなものを指摘してもらいながら、行財政改革をやるという先進事例が、もうあなたは十分御存じだろーと思っておりますけど、そういうふうなことをやっているんですけど、どうして市民公募をやらないのか、そこをちょっともう少し説明してください。

#### ○ 行財政改革推進室主幹

市民から公募をしないということで答弁いたしましたけど、住民と情報を共有しながら、市民と協働のまちづくりを行っていくためには、市民の皆様の御意見を聞くことが最も重要なことだと認識はいたしております。

このようなことから、飯塚市行財政改革大綱等についての市民意見募集手続に関する要項を今後制定をいたしまして、パブリックコメントの手法に倣って、市民の皆様に行財政改革大綱の

骨子案、それから集中改革プランの行政素案を公表しながら、御意見、御提案を募集する予定でございます。

先ほど、委員会につきましては専門的な識見を有する方にメンバーとして意見、提言をいただきますが、それと同時に市民の方にはパブリックコメントの手法に倣った形で、素案、骨子案を公表し、それに対する意見を募集し、これにつきましては市の考え方を示すというふうに考えております。

また、8月から市内12カ所で市政懇談会、タウンミーティングを開催する予定でございますが、その中でも本市の財政状況、それから大綱の骨子案について、御意見等を聞くようにいたしております。

#### ○ 兼本委員

大綱の骨子案をつくることそのものが、やはりつくるのは、今さっき言うように、専門というので、例えば経営者の方たちを入れるとかいうようなことも恐らく考えているんだろうと思いますけど、ただ骨子案をつくるのがまず公務員の感覚で骨子案をつくるのではだめだということを行っているんですよ。

その中に、やはり民間の方、そして先ほど川上委員が言われたように、住民の方の意見も中に入れながら骨子案をつくるのが、私はこれからの厳しい飯塚市を立て直すための行財政改革の骨子案をつくるのに必要じゃないかなというふうに考えるんですけどね。

だから、まず大綱がどんなふうに行けるかということは別問題ですよ。別問題ですけど、骨子案をつくる時に、例えば、あなたたちが例えば委員に推薦する場合には大体いつも限られた方が委員になるんですよ。

いつも大体、今までの飯塚市の例でいきますと、いつも同じメンバーの方が委員に入ってくるわけですよ。

私は、その人たちがだめだとは言っていないんですけど、でもその人たちだけでいいのかということもあるんですよ。

だから、そういう目でいきますと、例えばどここの経済学者が入ってくるとか、どここの経営者が入ってきて、うちの会社は合理化をやったときにはこういうふうなことをやりましたよというようなことを聞きながらやる、それを聞きながら骨子案をつくるということも大事な要件ではなかろうかと思うんですよ。

骨子案をつくって、パブリックコメントでいろいろこれに対してこういう質問があります、それに対して行政が、これはこうですよ、これはこうですよと回答するのが果たしていいのかどうかということ。

今までのパブリックコメントはそれで全部やってきてはいますが、果たしてそれは、質問があったものについて、こういうことについてはどう思うのかと、それを答えを出すだけのことでしょう。

それを骨子案にまた入れるわけでも何でもないですから、つくったやつについてそれを入れるわけではないでしょう、パブリックコメントってそうでしょう。

だから、そういうことを考えると、大綱の骨子案をつくる時点で委員を公募しながら入れて、市民の声を聞き、そして今からの飯塚市、そして住民がどういうことをやってもらうか。

例えば、草刈りなんか我々がやりますよとか、それからどぶ掃除なんか我々がやりますよというような声が出てきたら、そういうふうな声も入れていけば、市民の声として入れられるわけですから、これ行政が市民にやってくださいと言うことは、市民サービスの低下ということで反発を食うでしょうが。

だから、そういうふうな考え方からいくと、市民を入れて、一般公募などをしながら入れて、1人でも2人でもいいんですよ。

入れて、市民の声が反映された骨子案をつくってやっていく方が、行財政改革を推進していく

のに一番妥当じゃないかなと思うんですけどね。

それは、先ほど川上委員が言われるように、市民を犠牲という言葉を使っていますが、そういうのもある程度の解消になるんじゃないかと思うんですけど、それでもやっぱり市民を公募しない、あなたたちが考えた委員、そしてあなたたちが委嘱した委員だけで骨子案をつくるということにしますか。

#### ○ 行財政改革推進室主幹

今、パブリックコメントの手法に倣って実施するということでしておりますが、パブリックコメントにつきましては、計画素案を住民の方にお知らせをして、その素案に対して意見を求めると。

その意見については、市としての考え方を最終的にはお答えをするというのがパブリックコメントでございます。

今回、行革の大綱につきましては、これは大綱は総論的なものでございますが、ある程度、骨子案をお示しをした中でした方が、より市民の方から意見が出やすいのではないかと考えております。

今、質問者が言われましたような形の部分も当然必要かと思っておりますので、実際の具体的施策につきましては、集中改革プラン、それから大綱に基づく実施計画、これが個々の具体的施策でございますので、この分につきましては、今の質問者の貴重な意見でございますので、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

#### ○ 兼本委員

長くなりますから、くどくどは言いませんけど、とにかく委員会をつくってやるということについては、私は当然一部の人たちだけでやるんじゃなくて、委員会でやるということは大事なことだと思うんですよ。

だけど、やはり今言うように、市長が当選のときから協働してやるんだと、そして市民あつての行政だというような形のもを打ち出している以上は、そしてその中で初めてこういうものをつくるんですから、やはり市民に対して、こういうものをやりますから、公募した場合にあるかないかは別問題ですよ。

別問題ですけど、やはりそういう形の中で市民の意見を聞きましょうと、そしてともにやりましょう、協働しましょうとしてやるんでしたら、やはり私はもう一遍検討しながら、どうやるかということ、いや、こう決めたから、ぜひ我々で決めたんだから、こういきますよじゃなくて、やはり柔軟な対応が行財政改革の中では柔軟な考え方を持っていないと、凝り固まった考え方じゃ行政改革はできませんから、ということで、だれかあなたの方の上の人、もう少しそのところをどうするのか、答弁してちょうだい。

#### ○ 財務部長

今、質問者が言われますように、それと担当の主幹の方が答えましたように、市民の方の御意見を伺うと、これは事務局の方でも、また市長の前説あたりで、これはまさにその点に関しましては全く意見の相違はございません。

実を言いますと、委員さんを公募する、しないについては種々論議いたしましたけど、主幹が言いますように、市民の方のパブリックコメント、ただそれに対してこうする、ああすると、行政が答えるんじゃなくて、たくさんの方の御意見をいただいて、それで委員会に報告いたしまして、取り入れられるところは取り入れる、反映できるものは反映できるということを基本に考えております。

そして、タウンミーティング、あるいは公の施設の主なところに、そういう意見をいただくような箱といいますか、目安箱とまではいきませんが、そういうものをたくさん設置して、ある程度大きな施設には、市民の方が見られるところには設置いたしまして、たくさんの方の御意見をできるだけ吸い上げよう、そしてそれは大綱、あるいは改革プランの中に取り入れていこ

うということで、現在のところは考えております。

ただ、今、質問者も言われますように、一般公募をすべきではないかということに関しましては、もう一度再考はしてみたいというふうに考えております。

#### ○ 兼本委員

委員会の委員をこんなに言うのは、今、全国的なレベルとして、委員さんは全部大体一般公募でやろうという形の流れが多いんですよ。

というのは、やはり公務員だけの考え方ではもう頭打ちだということで、皆それぞれこの自治体も危機感を持っていますから、もうどうもならないということで頭は危機感を持っているんですよ。

そういう意味でいうと、例えば行政としては、市民の方たちにこの部分は協力してくださいというようなことをお願いするようなこともこれから先は多いと思うんですよ。

それを公務員の感覚だけで決めたら、私は途中でどうしてもできないようなところが出てくると思うんですよ。

だから、そういう意味では、これ何回もくどくど言っているんですけどね。

だから、骨子案をつくる、そしてそれから大綱をつくるという中で、いわゆるパブリックコメント、しかし今まではパブリックコメントをやったときに、パブリックコメントのやり方というのは、この問題ではどうですか、こうですかという質問が出るんですよ。

こんなものをつくる必要はないやないか、それに対して、いや、これはこういう考え方でこれをするんですよという形の今までの行政の形としては答えを出すような形でしょう。

それを素案の中で取り入れたようなことは、今まで過去にあったですか、今まで飯塚で。

旧飯塚市でそんなことをやっているんだけど、私は記憶にありません。

だから、そういう意味の中で、どうしても行政の中で決めましたから、もうだめですよというように形で言うんじゃないかと、やっぱりもう一遍、検討を私はすべきだと思いますよ。

もう答弁しても、意見の相違ですから、やりとりするだけですから、これで終わりますけど、でもこれは絶対私は一般公募も考えて、行政改革推進委員会を決めて、あなたたちがこれを決めたときに、今度、委員会をあなたたちが委嘱をしたときに、委員を出したときにもう一遍論議させてもらおうと思っておりますけどね。

一般公募をやらなくて、委員を決めるときに、果たしてその人たちが行財政改革の委員として適当かどうかということ、これは論議させてもらおうと思っておりますけど、私はもう一遍検討すべきであるということ要望しまして、もう終わります。

#### ○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○ 明石委員

ちょっとお伺いしますが、メンバーの人数は何名程度を考えておられるか。

それによっては、幅が持たせられるんじゃないかと思っておりますけどね。

#### ○ 行財政改革推進室主幹

委員会の委員数につきましては、12名以内ということで今考えております。

以上でございます。

#### ○ 明石委員

ぜひ、学識経験者だけじゃなくて、この条例には決して反対するわけではないですけど、今、委員会のかんりのメンバーの方は皆さんそういうふうな民間も入れるようにしたいというお考えをお持ちですので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

#### ○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○ 小幡委員

庄志会の小幡です。

おはようございます。

行財政改革推進委員会、今、兼本委員が言われたとおり、兼本委員の意見に賛成なんですけど、今、推進委員会の趣旨、目的、構成、推進本部を設けて、12名の委員をつくるという内容はわかりました。

今、部長がお答えなさったとおり、骨子案を示して大綱をつくるということですが、行財政改革の推進委員会をつくるということは、基本的には目標があるわけでしょう。

今、新齊藤市長の任期4年間の中で、旧飯塚市も第1次から3次改革をやりましたよね。目標が執行部の方であって、年間これだけの改革を行って、費用対効果をこれだけ出すという案があるからこそ委員会をつくるのであって、構成云々はいいんですけど、ストレートにこの4年間でどれだけの削減効果を金額にあらわして幾らほど、今、執行部の方はお考えなんですか、お答えください。

#### ○ 行財政改革推進室主幹

行革の最終の目標額というのは、今後、推進本部の中で最終的には決定をしていきますので、現段階では決まっておられません。

#### ○ 小幡委員

決定は委員会でやっていくのはわかるんですよ。

設定する以上は、目標がないとできないでしょう、違いますか。

暗に委員会をつくって、その委員会の中で目標を決めて、その目標に従って年間改革をやっていくんですか。

基本的には、長期ビジョンで何年間の間にこれだけの目標を決めないと、要は予算が起かせないというのは一般市民の方も皆さん知っているわけですね。

この段階において、今から委員会を設置、設置は文句を言いませんよ。

基本的な目標額が決定ではないにせよ、市としてお金を預かっている以上は、基本的な目標額があるでしょうということを聞いているんですよ。

それが答えじゃないでもいいですから、ほぼ来年度中、今年度中、もしくは再来年度中、4年かけてこれだけの金額を削減しなければいけないというのは示していただけませんかと今聞いているんです。

#### ○ 財務部長

この数字も、その時々国の動き等々で柔軟に数字も変化すると思うんですけど、現在のところでは、これは予算のときにも出てくるかと思えますし、施政方針の中で出てまいりましたけども、財源不足が大体50億ぐらい生じるということであれば、この50億を単年度で50億の不足分を何とか、ただもちろんこれは一気に1年目から50億出るかと言われると、これは無理があります。

ですから、年度ごとに財政のいろんなやりくりをしながら、最終的にはこの50億を何とか単年度で解消できるような方策等々を考えなくてはならんだろうというふうには、目標としては考えております。

それにはいろんな手法が考えられますけども、歳出の方を削減する、例えば入りの方をふやすとか、いろんなことを組み合わせながら、それが単年度でなるのか、あるいは3年ぐらいかかるのかとかいうことになりますけども、それは1つの大きな目標としては今の50億なんなんとする財源をいかに解消するかということをして1つの大きな目標には考えてはおります。

#### ○ 小幡委員

一応わかりました。

基本的には、齊藤市長の任期の4年間においても、基本的な目標額を正確に出してください。

これが大体示されるのは、いつごろの予定でしょうか。

## ○ 行財政改革推進室主幹

集中改革プランにおきましては、具体的な数値目標を掲げることになっておりますので、この集中改革プラン、大綱も一緒でございますが、10月末をめどに策定をしたいと考えておりますので、数値目標を10月末までということと考えております。

## ○ 小幡委員

10月末ですね。

10月末には大体出そろうということですが、先ほど兼本委員が言われましたパブリックコメント関係、これは削減目標、もしくは努力目標が決めた段階においても、一般市民の方々から公募、もしくは意見を募集して、これだけの削減をしたいと、それに対しては、これは執行部だけ、市の幹部だけが考えるんじゃないかと、市民を巻き込んで、各自治体、各町内会ですね、旧、そういったところからの意見を公募をして、先ほど言いました草刈りとか、市民がみずからできて、経費削減できる案を出していただくと。

そういった執行部、市と住民とのコンセンサスをとること自体がパブリックコメントの有意義な活用方法ですので、そういうのも踏まえながら推進していただきたいというのを要望して、終わります。

## ○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

## ○ 川上委員

私は、議案第69号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案に反対し、討論を行います。

本市財政は、小泉構造改革のもとで、地方財政に責任を持つ国の責任放棄とも言うべき地方交付税の削減及び合併前の自治体における一定の不合理的な支出などによって、困難な状態にあることは確かです。

それだからこそ、それぞれの行財政運営の反省と教訓から、むだ遣いをやめ、住民の暮らしを充実する立場を貫いた、住民が求める行財政改革こそが必要です。

したがって、反省のないまま行財政改革推進委員会を設置することには、反対であります。

詳しくは本会議で述べることにし、以上で討論を終わります。

## ○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第69号「飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 举手 賛成多数 )

賛成多数。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号「飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

## ○ 人事課長

議案第70号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。

本条例は、通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律及び刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律、この2つの施行に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

5ページが改正条文の本文でございます。

6ページをお願いいたします。

条例の新旧対照表で御説明いたします。

まず、通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律、これに関連いたしました改正について御説明いたします。

通勤の範囲に関する改定でございますが、これは従来、住居と勤務場所間の往復が基本とされておりました。

今回、複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動と、単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動等が通勤の範囲といたしまして新たに追加されましたことから、第2条の2第2号で複数就業者関係の規定を、第3号で単身赴任者関係の規定を設けまして、関連規定の整備を行うものでございます。

また、別表第2の備考に関しまして、障がい等級ごとの障がいについて、別表で規定されたことや用語の改正等が行われましたことから、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に関連いたしまして、「監獄」が「刑事施設」というふうな、その名称が改められましたことから、第8条1号の規定の改正を行うものでございまして、これらの規定は本年4月1日での遡及適用といたすものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

#### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第70号「飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号「飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

#### ○ 人事課長

飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例について、補足説明をいたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

本条例は、行財政改革の取り組みに際しまして、市長以下助役等特別職の職員等の給与を減額

し、経費削減を図ろうとするものでございます。

8ページをお願いいたします。

平成18年8月1日から平成19年3月31日までの間、市長につきましては給料月額の10%に相当する額を、助役以下特別職の職員等につきましては給料月額5%に相当する額を減じて得た額を給与として支給するものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

#### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第71号「飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号「飯塚市地域振興基金条例」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

#### ○ 総合政策課長

議案第72号 飯塚市地域振興基金条例の設置について、補足説明をいたします。

9ページをお開きください。

本基金の目的は、合併市町村が地域住民の連帯強化と新市の均衡ある発展に資するため設ける基金でございます。

10ページをお願いいたします。

本基金の運用で生じる収益を財源といたしまして、合併市町村が一体感の醸成に資する。

また、旧市町村単位の振興を目的として活用するものでございます。

特に必要と認められるものについては合併特例債を財源とすることができ、今回、上限の40億円を積み立て、38億円の合併特例債を充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

#### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

#### ○ 野見山委員

今の答弁にありましたように、この基金は俗に言う果実運用型の基金だと思うんですよ。

今、4条について、運用方法がやっぱ果実運用型の基金運用になっております。

6条を見ますと、これ処分、要するに全部を処分できる、これは取り崩し型でなし崩しですよ、ね。

だから、今、執行も果実運用型でこの基金を持っていくのか、確実に取り崩して基金をゼロにしていく、どっちの方向を模索しているのか。

あと一つ言いますけど、これはあくまでも取り崩し型の基金じゃないはずなんですよ、ね。

こういうことができるのかをちょっとお尋ねします。

○ **総合政策課長**

質問者御指摘のように、この基金は果実運用型で運営をしていきたいと思っております。取り崩しは考えておりません。

○ **野見山委員**

そしたら、この6条を削除してほしいですね。  
今の答弁だったら。

○ **総合政策課長**

この基金の設置条例で、処分という部分を第6条でうたっておりますが、条例の特定目的基金につきましても、処分項目はどの目的基金にも入れさせていただいております。

○ **野見山委員**

そしたら、どの条文にも入れさせてもらっていますで、まずは通せば、これは取り崩してもいいということになりませんか。

おたくたちが幾らこれは崩しませんとか言っても、財政的に苦しかったら、これをやっぱり運用するんじゃないですか。

そこがひっかかるんですよ。

これはあくまでも果実運用型だったら、この6条は削除してほしいですね。

○ **企画調整部長**

今、課長が答弁いたしましたように、地域振興基金につきましてはいわゆる果実運用型の基金でございます。

私の方が今現在考えているのは、果実、いわゆる基金から生じた利益をもとにしまして、合併後の地域の振興、それから合併後の地域の一体感、これらの事業に活用させていただきたいというふうに考えております。

しかしながら、第6条で処分という部分で条文を設けまして、これ規定いたしております。それで、今の段階では、先ほど御答弁しましたように、果実を運用すると。

しかしながら、6条にこんなふうに規定いたしておるのは、課長が答弁しましたように、この基金の設置する中で、こういう6条というのはすべての条文は設けさせていただいております。御答弁になるかわかりませんが、今の段階では処分という条項だけは入れさせていただいているということで、御理解していただきたいと思っております。

○ **野見山委員**

ここで、処分ということを入れさせてもらうかわりに、はっきりと果実運用型で行うということだけを例えばだれかに確約してもらいたいですね。

要するに、取り崩しは絶対しないです。

○ **企画調整部長**

何度も同じような答弁になるかと思いますが、今の段階ではいわゆる果実で運用させていただくということで、これ削除とか、それからお約束とかいう部分はちょっと控えさせていただきまして、そういうことで御理解賜りたいと存じております。

○ **委員長**

ほかに質疑はありませんか。

○ **小幡委員**

関連してですけども、第4条の基金の運用、こういった運用方法を考えられておりますか。

○ **総合政策課長**

具体的には、今から計画等々の中で明確にあらわしていきたいと思っておりますが、基本的な考え方は、先ほど申しましたように、新市町の一体感の醸成、先進地事例を見ますと、イベント開催、新しい市のイメージアップ、また文化の創造等が先進地事例で見られます。

それと、旧市町の地域の振興ということで、先進地事例では地域行事の展開、伝統文化の伝承、また民間団体、コミュニティー活動、自治会への助成というような先進地事例が見られています。

○ 小幡委員

今のはあれでしょう、基金の活用方法、目的でしょう。

40億積み立てるわけでしょう。

これをどういうふうに運用して収益を上げるのか、その収益を上げるにはどういった方法をとって収益を上げるかをお尋ねしているんですけども。

○ 総合政策課長

収益という表現をしておりますが、これは預金利息というふうに考えております。一番有利な金融機関への預け入れ等々を考えておるところでございます。

○ 小幡委員

非常に原始的な古い考えで、それ以上答えられないから答えないだけなのですかね。基金の運用ですから、あらゆる今ファンド関係、いろんな郵貯、今言われた銀行の金利もそうでしょうけど、有価証券への転換、外為、先物、いろんな運用方法がありますよね。村上ファンドも確かにありますし、これを運用して生じた収益、利益をもって、先ほど答弁されたイベントとか、いろんな振興事業に充てたいということでしょう。

40億積み立てるのは構いませんよと、運用の仕方によっては市民が納得できる運用と、それをやってはいけない運用と、40億を担保するための保証がこれ一切ないわけですよ。

一部、6条では全部もしくは一部を処分することができるよと。

最悪の場合は、これ崩しちゃおうということでしょう。

これ二枚舌を使ったような条例ですので、これはちょっとおかしい。

これは、市議員としてはだれも「いいよ」とは言いませんよ、これ。

運用するのであれば、何を運用するかという運用規定、きっちり決めてください。

なおかつ、今は出ないでしょうけど、収益を大体年間どれぐらい見込んであるんですか。年間見込みで、どれだけのイベント、もしくはそういう基金を運用して、地域振興に役立てられると考えて、この条例を設定されているのですか、ちょっとお尋ねしますけど。

○ 総合政策課長

基金の運用につきましては、やはり有利な運用というのは、やはり自治法等で言われておりますが、その反面、確実なところもございます。

それで、基金がやはり元金を下回るということは絶対避けなくてはならないと。

確実な国債等につきましても、約束年度を一定保有しておかなくては、やはり元金割れを起こすケースもあるというふうにも聞いておりますので、預け入れの時期につきましては、平成18年度の年度末ぐらいを、起債が許可されたところを計画しておりますので、今、質問者御指摘の部分につきましては十分に研究させていただきたいと思っております。

○ 小幡委員

なかなか答弁が苦しそうですので、これ以上聞きませんが、条例は仮に、ちょっと具体案、条例はこのまま通しましょうと仮にしますね。

じゃ、今18年度後期ぐらいから運用、今からどういったやつで運用するかを検討して運用するということですが、40億の基金をつくるのはいいですよ。

どこかの金融機関でしょうから、地元の金融機関なのかわかりませんが、そこに預けて元本を預金しておきますよね。

じゃ、今あらゆる運用の手法をだれが決定するんですか。

だれが決定権があって、なおかつ仮に運用に失敗したとき、元本割れを行ったとき、これはだれが責任とると、そこ辺は明確にわかっていますか。

わかっているならば、お答えください。

○ **総合政策課長**

私ども行政の仮にミスということで元本割れを起こしたということであれば、行政責任を追究され、責任者の者にやはり賠償あたりが出てくるという判例等はございます。

○ **小幡委員**

そういうことなんですよ。

基金というのは、積み立てるのは簡単なんだけど、運用に失敗しますと、旧社会保険庁なんかが大変なことをやりましたよね。

国民から預かった税金をあっという間にこれだけ減額になりました、減りました、なくなりましたと、だれも責任は負っていませんよね。

飯塚市の40億の基金は、基本的には特例債を運用してなんでしょうけども、基本的には国民、市民の税金でしょう。

ただし、運用をしてという気持ちは十分あるかと思うんですけども、その運用を執行部の方でこの運用が一番いいんだと、もしくはこの運用でやろうかと、多分市長等が「よし、これでいくぞ」と決められるんでしょうけど、決めるときの運用の方法、もしくは条件、それはしっかり市議のここで言えば総務委員会等で諮られてやられますか。

それとも、単独で執行部のお考え一本でやっていくんですか、そこだけお答えください。

○ **財務部長**

その件に関しましては、もちろん執行部の権限でありますし、また義務だろうとも思っております、逆に言えば。

また、それだけ責任も重いとも思っております。

ですが、先ほど運用会計につきましても、運用益の高いやつはそれなりにやっぱりリスクがあると。

やはり安全確実でということになりますと、一般的に言われるのが銀行あたり、一般的な金融機関。

ただし、低金利時代で、今後上がるかわかりませんが、低金利時代ですから、果実というのは少ない。

非常にその辺が民間と違いまして、余り幅広い運用といたしますか、ファンドとか、いろいろなものが今現在、いろいろな方法があるのは承知しておりますけども、やはり安全、言われましたように公金、あるいは税金が原資になっておりますので、まずこれが絶対に減らないということが大前提になりますもので、それはどうしても安全確実なところですし、飯塚市の現状からいきますと、きょうで申しますと、そういうファンド的、例えば基金を運用する場合にいたしましても、単独でそれを実施していくのは非常に危険性を伴いますので、どちらかという安全確実、安全確実というような運用方法にならざるを得ないというふうには考えております。

○ **小幡委員**

部長の答弁ですと、結局、ハイリスク、ハイリターンというのは通常当たり前のことで、ローリスク、ローリターンですね。

基金を担保するということであれば、元本保証制度の運用しかないわけでしょう、基本的には、それだけでいくんですかというのを尋ねているんです。

もしくは、元本保証はないけども、時によってはハイリスク、ハイリターン、そういった運用も考えておられるのですかと、これが1点と、もし運用をするに当たっては、議会の方にはどういうふうなお伝え方をされるんですかという2点をちょっと教えてください。

○ **財務部長**

これ以外にも、御承知のとおり、基金は金額で見ましても相当数持っております。

これはどういう形でという形の報告はいたしておりませんが、安全確実、ですから当初の答弁からいきますと、第1点目から言いますと、まず元本保証を原則として運用していくというのが今の現在の市の姿勢でございます。

ですから、元本割れを起こすようなものは、とても正直言って、それには振り向けない。

もちろん、金額が多うございますから、これを一括して40億どんとどこかに行くかということではありません。

これはまた期間とか金額等も、例えば10億とか20億とか5億とか、いろんなケースが考えられますが、一番安全確実、あるいは資金計画に応じて検討していきたいというふうには考えております。

#### ○ 小幡委員

最後でいいんですけど、基本的に元本保証で運用ということですので、条項には載ってないですね、基本的には。

これはもう載せなくて、そういった考えのみでこの条例を通していくつもりでしょうか、お尋ねします。

#### ○ 財務部長

先ほども総合政策の方で担当が答えておりましたけども、課長が、基金というのはたくさんございます。

運用に元本保証とかいう、それは中身の実際の事務的な運用面でございますので、条例等の中には記載はいたしておりません。

#### ○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○ 川上委員

地域振興基金なんですけど、予算書を見ますと、一般会計予算書を見ますと、40億円となっておりますね。

この数字の根拠をお尋ねします。

#### ○ 総合政策課長

先ほど、合併特例債を財源に積み立てる地域振興基金の説明をいたしました。

今、合併特例債の限度額が設けられております。

人口、また合併市町村数等々の計算によって算出されるものでございますが、上限、新飯塚市の場合の規模であれば、計算をしますと40億少し超える金額になりますが、上限40億をまず合併特例債で積み立てるということになっております。

#### ○ 川上委員

新市建設計画では、合併特例債534億円を10年間で100%利活用するというものになっているわけですね。

それで、なぜ地域振興基金40億円、限度額いっぱいまで積み上げようとするのか。

この内訳は、合併特例債38億円でしょう。

残る2億円は、一般財源から持ち出しやないですか。

草刈りもよくできないような状況のときに、一般財源から出すわけですよ、2億円。

そして、先ほどから議論になっていましたように、運用収益、幾ら上がるんですか。

何百万円ぐらいでしょう、1年間で。

これに新市町の一体感、イベント、イメージアップ、祭りとか、どれも大事かもしれません。

しかし、40億を積み立てて、その中には一般財源2億円も入って、そこから滴り落ちる数百万円を投下しなければならぬ理由はないわけです。

必要なら、一般財源から出せばいいでしょう。

場合によっては、補助金もつくかもしれないでしょう。

それで、どうしてこういう回りくどいことをするんですか、お尋ねします。

○ 企画調整部長

今、御質問者がおっしゃいますように、上限額の40億円を積み立てようとするのでございます。

そのうちの95%、これがいわゆる合併特例債の基準額になります。

38億円の約70%が合併特例債として起債を起こしまして、そして元利償還金の70%が交付税措置されるということでございます。

40億円の差し引き38億円、2億円については一般財源の方から持ち出しまして、基金として積み立てるわけでございます。

先ほどから御答弁いたしておりますように、40億円の基金を安全かつ有利な方法で市中金融機関の方に預け入れしまして、この基金から生じます果実を利用して、合併後の地域振興及び一体感を図るためのいわゆる財源として活用していきたいというふうに考えておるところでございます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:24

再 開 11:43

委員会を再開します。

執行部から議案の修正について申し出がっておりますので、発言を許します。

○ 総合政策課長

議案にミスをしておりました。

7条をあき番としております。

そういうことで、第8条を7条に、9条を8条に変えて、訂正をお願いしたいと思います。

申しわけございませんでした。

○ 委員長

お諮りいたします。

委員長といたしましては、ただいまの執行部申し出の内容で、この議案については、本日、委員の皆様へ審査していただき、本会議最終日の委員長報告にその旨を含めて報告を行い、本会議において議案の訂正の許可を諮った後に議決していただければどうかと考えておりますので、このように取り計らいをしてよろしいでしょうか。

○ 川上委員

番号の繰り上げ修正ということですが、第7条の脱落ではないんですか、確認したいと思うんですが。

○ 総合政策課長

そういうことではございません。

○ 委員長

そういうことでありますので、8条を7条に、9条を8条ということで訂正させていただきますので、御了承ください。

( 異議なし )

ありがとうございます。

質疑を許します。

○ 川上委員

それで、先ほどから、40億円で運用利益は数百万円程度ではないかというふうに私申しましたけども、多分間違いないでしょう。

そうすると、もともと基金の目的、新市町の一体感とか、イベントとか、イメージアップとか、

地域のお祭りだとか、そういうものにどのぐらいお金を使えるんですか。  
まともに使えないでしょう。

つまり、事業目的が果たせないような収益しか見込めないわけですよ。

それなのに、どうしてあなた方はそれがわかっていて、この基金を積むんですか、お尋ねします。

#### ○ 企画調整部長

先ほどから、私は何度も答弁させていただいていますように、地域振興基金につきましては果実運用型の基金でございます。

40億円という巨額な費用を基金に積み立てるわけでございます。

この基金を積み立てる際には、いわゆる安全かつ有利な方法で積み立てたいというふうに考えておきまして、質問者おっしゃいますように、利息が約数百万程度になろうかと思っています。しかしながら、いわゆる果実、利子を運用した中で、先ほどから御答弁していますように、地域振興、それから一体感という部分に活用させていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

しかしながら、ここで第6条で処分という部分も確かに規定いたしております。そういうことからしまして、今の段階では基金運用型ということではかせていただきますけど、将来的には議員さんの中でこうして御相談申し上げながら、ここの部分を第6条を適用させていただくような時期が来れば、また議員さんの方にも何とか御理解を賜ることがあるかもわかりませんが、その点はこういうことで御理解をよろしくお願いいたします。

#### ○ 川上委員

大変驚きました。

期待どおりの答弁。

あなた方は、今、市民をだまし、議会もだまそうとしているんですよ。

事業目的が達成できないような運用でいきますと言いながら、そういう答弁やないですか。

だから、これの本当の絵は、処分にあるわけでしょう。

不要不急の大型事業に投下されていく危険性が極めて高い、あなた方はその日を待っているんですよ、ないですか。

この基金は、寿命はどれぐらいありますか。

1年ありますか、そういう立場から言うと。

私は、さっきの7条の問題もありますけども、40億円を使おうというのに、まず緊張感がない。

それから、議会と市民を堂々と総務委員会で欺こうとしている。

許しがたい。

それで、私はこういう条例、潔く、市長、この場で撤回すると言わなければならないかと思いますが、それでも、答弁を求めます。

#### ○ 財務部長

先ほど企画調整部長が若干6条の関係を言いましたけど、これは万が一ということで、非常に緊急の場合といいますか、予想もしなかったことが起きたとかいう場合を恐らく想定して、そういうこともひょっとしたら将来的にはあるかもわからないということでございますので、あくまでも当初担当課が申しましたように、この基金というのは地域振興のための、新しい新市としての一体感を出すとかいう形の中で、振興事業に果実運用型で運用していく。

そして、将来的にどういうことが起こるかかわからない、またどういう事態が発生するかかわからない、そういう場合には6条があるということだけであって、6条を初めから想定して言っている場合ではないということも補足をして、説明させていただきます。

そして、なおかつこの基金はどうしても地域振興のために必要な基金であるということで、

ひとつ御理解をお願いいたします。

○ **小幡委員**

川上委員の質問に関連ですけど、今、部長が答えられた6条、基金は事業の財源に充てるときに限り、「限り」になっていますね。

じゃ、事業の財源ということは、事業は何ぞやということになりますと、地域振興事業でしょう。

地域振興事業の定義、地域振興事業とはこういうものですよというのを示していただけませんか。

これ以外には使えないんでしょう、要は。

地域振興事業の定義を、ちょっとアバウト過ぎてわかりませんので、この事業の中身を教えてください。

○ **委員長**

暫時休憩いたします。

休 憩 11:50

再 開 13:03

○ **委員長**

委員会を再開いたします。

○ **企画調整部長**

どうも午前中は失礼しました。

午前中の御質問でございました地域振興事業とはどういうものであるかという御質問でございます。

これにつきまして、お答え申し上げます。

地域振興事業とは、合併市町の地域間の格差を是正いたしまして、一体感のある地域の振興、地域の発展のための事業でございまして、範囲としましては狭く、また限られた事業であると認識いたしております。

また、この基金の果実を運用しまして、これらの事業に充てることにいたしておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

○ **委員長**

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

○ **川上委員**

私は、議案第72号 地域振興基金条例案に反対し、討論を行います。

わずかな運用益金を充てるという程度では、住民の求める十分な地域振興対策はできず、むしろ処分が行われ、不要不急の大型事業への投入によって、巨額の借金ができる危険性の方が大きい。

国が地域振興の応援をまじめに考えるなら、地方交付税の総額を減らしながら、その中に元利償還分を算入するというわかりにくいやり方はやめて、地方交付税そのものを総額において大幅に増額し、また適切な形で補助金をふやすべきです。

したがって、私は今回議案に反対であります。

以上で討論を終わります。

○ **委員長**

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第72号「飯塚市地域振興基金条例」は、原案どおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号「飯塚市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」を議題いたします。

執行部に補足説明を求めます。

#### ○ 総務課長

議案第73号 飯塚市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例につきまして、補足説明いたします。

平成16年に施行されました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定により、設置が定められております国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し、組織などの必要な事項を定めるものであります。

議案書の12ページ、13ページに本部条例を掲げておりますので、御参照ください。

以上、簡単でありますので、説明を終わります。

#### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

#### ○ 兼本委員

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる一般的に国民保護法と呼ばれている法律でございますが、これは国の方において施行した法律です。

今回、73号で出ております条例と国民保護法との関連はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

#### ○ 総務課長

ただいま委員御指摘のとおり、国民保護法につきましては平成16年の9月に施行されております。

この法律を受けまして、国民保護のための、次の議案で提案いたします国民協議会の設置、それから住民の避難に関する措置、武力攻撃等に対処するさまざまな措置を県並びに市町村が具体的な計画として策定しなければならないというふうに法律で明記をされております。

手続といたしましては、昨年、平成17年に都道府県が国民保護計画を策定いたしまして、それを受け、本年度、平成18年度に全国の市町村が具体的な市町村における役割の国民保護計画を策定するという手順になっております。

#### ○ 兼本委員

ということは、国の国民保護法だけでは国民の保護ということは法律で対応できないと、自治体においてもこういうものをつくらないと対応できないということですかね。

#### ○ 総務課長

いわゆる国の法律だけでは国民保護のための措置が対応できないということではなくて、国民保護法の中身を若干御説明申し上げますと、いわゆる国、県、市町村の役割分担が明確に国民保護法によって定められております。

国は、有事に対して、国民に対し避難をなさいという警報を発令するということになっております。

その警報発令を受けた県は、それぞれの県下市町村へその警報を通知しなければならない。

市町村の役割といたしましては、その警報を具体的に住民にサイレン等を利用して知らせるといふ役割を担うということになっております。

ただいま御説明申し上げましたのは、避難に関して、国、県、市町村の役割を御説明いたしましたが、その他の項目といたしましては、救援に関して、救援の指示を国が行うと。

県はその救援、具体的な食品や生活必需品等の給与を県民に対して行うと。

そういった必需品を県から受けた市町村は、具体的に地域住民の皆さんに配るといふ役割を果たすというふうに、それぞれの任務分担が定められておるものであります。

以上のような理由で、それぞれ分担されました任務等を遂行するために、県は県、市町村は市町村で、具体的な計画の中にそういった詳細を定めていくということになります。

#### ○ 兼本委員

肝心なところが、これは昔でいう戦時中、疎開ですかね。

建物取り壊すとか、それからある程度国民の交通規制をするとか、いろんな細かい点を言いますと、いろんなところで国民に協力を求めなければいけないという一つのこれは条例なんですよ。

国民——法律なんですよ。

私は先ほども言いましたように、市長の基本的な考え方としては、市民あつての行政ともう常々言われているわけですが、今回のこの条例ですね、次の飯塚国民保護協議会条例も含めましてね、この条例をつくるときに、提案する際に、一般市民はこの俗に言う国民保護法というのはよく理解してないと思うんですよ。

これはっきりいってね。

国民保護法っていうのは大体どういうものかっていう。

ただ、今言われるように有事、それから昔でありましたサリンとかいう緊急避難的な災害ですね、そういうものから国民を保護するためのものだというふうに言ってますけど、その中に非常に、例えば今さっき言われるように、県においてはどういう協力要請をする、自治体においてはどういう協力要請をするというふうに事細かにいろいろあるわけですよ。

それに協力しない場合には罰則の制度もあるんですねこれ、罰則の制度もあるんですよ。

だから、そういう意味から言いますと、この国民保護法そのものを、もう一度市民によくこういう法律ですよと、でこういう法律に基づいてこういう条例をつくるんですよということ、これは地域によって違いますけど、一部他市、先進都市では、こういうものを出すときに市民によく素案を提示しながら、市民の意見を聞きながらこういう条例をつくるというような自治体もあるんですよ。

いつも、今回もうぼんとかいうふうに出たわけですけど、なぜこういうものについて、市民の意見などを求めなかったかということはどう考えているわけですか。

#### ○ 総務課長

先ほども国民保護法の施行に伴いまして、県や市町村が果たす役割ということで、この法律の中に国、県、市町村の責務ということで期待が、定めがなされております。

でありますから、今回私どもが提案申し上げております2つの条例案につきましては、法律の規定に基づいて市町村が設置しなければならない対策本部、それから協議会等にかかわる事柄でありますので、確かに委員御指摘のとおり、住民の皆さんにもう少しこういった国民保護法の仕組み、制度あたりについてもう十分理解を求める必要があるのではないかという御指摘についてはまさにそのとおりであろうというふうに理解いたしておりますけども、今回提案に際しましては、そうした法律の施行に基づく事務手続のための措置だということ、理解をいただきたいと思っております。

#### ○ 兼本委員

先ほどの行財政の委員会っていうのはこれはもう緊急的なもので、すぐ設置しないとだめだ

ということですけど、この条例はいつまでに設置しなさいという期限はたしかなかったと思うんですよ。

ありますか。

○ 総務課長

先ほども御説明いたしましたように、全国の市町村は平成18年度中に国民保護計画を策定しなければならないというふうになされておりますので、その国民保護計画策定を審議いただく庁議会等は当然のことながら18年度中に設置をし、そして御審議いただくという運びになるかと思っておりますので、18年度中には設置する必要があるというふうに判断いたしております。

○ 兼本委員

18年度中ですよ。

だから、一応この次の条例もあわした中で、そしてまたこれを受けた中で、先ほど言いました保護計画というのを立てられないかんから、若干時間的なものはあるかと思えますけどね。

しかし、こういうふうな直接国民に建物の撤去、あるいは建物の中に調査するとか、そういうことの強権力が発揮されるわけですよこれは。

それに例えば嫌だということになれば罰金があると。

そいで、後の補償も、協力してくれたところには補償を出すけど協力しないところには補償出さないと、私の認識ですけどね。

そういうふうなところのこの国民保護というのはある程度市民を縛るようなやつなんですよ。

で、武力行使と言いますけどね、今一たんもしも有事があった場合、今は昔のように市街戦をやるとか陸上でばたばたやるというようなことじゃあないと思うんですよ。

これはもう国でつくった法律で、これやるときにも、これはたしか何年か前にこういうものはだめだというような意見書かなんかを出したような記憶あると思いますけどね。

だけど、こういうふうな法律は、まさに市民に御協力をいただかないと、そして市民によく理解をしていただかないと、いくら条例をつくっても、例えば本部長である例えば市長なら市長は、建物検査、入りますよっていったときに、嫌だって言ったときに、それを拒否した場合に罰則まであるような法律なんですよ。

それを市民に何も周知させなくて、ただ行政として条例を、国から言われてるから条例をつくれればいいんだというのは余りにも無責任やなかろうかと思うんですけどね。

だから、ある意味で言うならもう少し市民、合併というものがあつたから市民に周知徹底させる時間帯ももちろんなかったと思いますけどね、しかし、こういうものについては今後国民保護法、それからこの条例の趣旨、そして後からできるその保護協議会条例、この保護協議会条例ちゅうのは国民計画をつくるための一つの協議会つくるわけですからね、だからそういうものをやはり市民に対して周知徹底させながら、そしてこういうものに基づいてこうするんですよ。

で、これは災害のときにももちろん関係してくるんですよ。

それから、これに出た場合の何ちいいますか、実質の実費とかなんとかのものも、当然今後つくっていかんあかんようなことなろうかと思えますけどね、だからそういうふうなもので、やはり国民にもう少し、国民って……市民に周知させるようなことをさせないと、我々議員がよくわからないのに国民がわかる、市民がわかるはずないんですよ。

だから、あなたたちもう少し、議員にもこういうものですよということをきちっと説明して、我々が納得して、市民から聞かれて、こういうもんですよということのこの理解も与えんで、ただ条例つくつたらいいというもんじゃあないと思うんですよ。

だから、かけ声だけ市民と協働とか、市民あつての行政だとか、かけ声だけならだれでも言えますよ。

でも実質それが、今のずうっとさきの条例から見ても、どうもそれがかけ声だけであって、市長の言ってることは行政の皆さんたちはよく理解しているのかどうかちょっと疑問に思うんですけどね。

だから、もう条例案と出て、これは山田の方、嘉麻市の方ではこれは継続審議なってますね、きのうの議会でですね。

私はそういうふうな、やはり国民にもう少し市民に周知徹底させるような努力をして条例を出すべきだと私は思いますけどね。

で、18年度中ということですので、18年度中には来年の3月いっぱいまでは18年度中ですからね、だから何もこの議会でどうしても上げなければならないという問題でも私はなかりうと思えますけど、これは同僚議員さんが皆さん御判断されることですから、私がとやかく言うことじゃあございませんけどね。

だけどやはり、こういうふうに国民の理解を、市民の理解をいただかなあいかん。罰則まである、そして昔のその戦争体験者なんかはですね、こんなできるとまたその、またぞろその武力をあれして戦争に行くのかというような考え方も持つ市民の方もおられるかもわかりませんよ。

だから、そういうふうなことを考えれば、ただ条例を出すだけじゃあなくして、やはり市民に対して、例えば市報で出すんですしたら国民保護法に基づいてこういうのやりますよとか、そりゃああんまり議員より先にやると議会を無視したということで怒られるからね、そりゃあできないかもわかりませんが、そういうふうなことを駆使しながら、やはり市民の皆さんお一人一人の御理解をいただけるような形の中で私は条例を出していただきたかったというふうに思っております。

あとあとのことがありますからこの辺でやめますけどね、しかし、必ずしもこの条例を今議会で必ず上げらなあいかんかなあということについては、私は疑問を持つということ意見を具申しまして終わります。

#### ○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○ 川上委員

この条例にある市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部、これはどういう事態のもとで設置し活動を開始するのかお尋ねします。

#### ○ 総務課長

今回設置をいたすようにいたしておりますいわゆる市の対策本部であります、国民保護法の第27条に規定がございまして、市町村に国民保護対策本部を設置しなければならないというふうになっております。

この市町村対策本部の役割につきましては、市町村が実施いたします当該市町村区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を司ることになっております。

#### ○ 川上委員

これは有事の際に設置するのか、平時でも設置するのかお尋ねしてるわけですけども。

#### ○ 総務課長

この国民保護法につきましては、あくまでも有事を想定した場合の法律、定めになっておりまして、これは有事に限られるということになります。

#### ○ 川上委員

今回条例の提出は、武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律の規定、国民保護法ですね、これによると説明されておるわけです。

実はこの国民保護法は、2003年6月制定の、ちょっと長いですけども、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、これは武力攻撃事

態法と呼ばれております。

これに法的な権限発しとるわけですよ。

この武力攻撃事態法見ますとね、いろいろ危惧されることがある。  
最大のもは、今アメリカは基本戦略としては先制攻撃戦略を採用してますね。  
イラクを見てもわかるとおりです。

これに従って、日本が武力攻撃を受ける前から自衛隊や日本国民、地方自治体を動員する仕組みづくりをしていると、これが今の姿だろうと私は思うわけです。

そこで、先ほど有事のときに限ると言われたんだけど、有事と言いましたが、実はその武力攻撃とか武力攻撃事態とかいろいろありますね。

これは具体的にはどういう規定になっておりますか。

お尋ねします。

#### ○ 総務課長

まず最初に、武力攻撃という言葉の意義につきましてですが、「武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃を言う」ということになっております。

武力攻撃事態という言葉につきましては、「武力攻撃が発生した事態、または武力攻撃が発生する明白な危機が切迫していると認められるに至った事態を言う」ということになっております。

#### ○ 川上委員

実は、今読んでいただいたのは第2条です。

でこの中に、今1、2を言われたんですが第3があるんですね。

武力攻撃予測事態というのがあります。

これは、「武力攻撃事態には至っていないが事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態を言う」ということなんです。

これいつでもできるわけです。

これ。

だから、事実上平時と有事の境目はないわけです。

こういったことが、先ほど兼本委員も言われましたけど、市民、国民の中にわかりやすい状態に今なってるかっていうのはわからないです。

さらに、先ほどの武力攻撃事態法は、第22条で国民保護法、これは国民の生命、身体、財産の保護、国民生活、国民経済の影響を最小限にする土地を定めるものですが、と同時に、米軍支援法、米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置。

さらに、自衛隊法改正。

自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施されるための措置。

これをあわせて制定するっていうふうに規定してるわけですよ。

この持つ意味は、日本国民、地方自治体、民間組織に対して、米軍と自衛隊の軍事行動への協力を強制的に義務づける仕組みをつくるものにほかならないと思うわけです。

市としてはこういう認識を持ってこの条例提案されてますか。

お尋ねいたします。

#### ○ 総務課長

この国民保護法が施行されるに至るまでの国会での議論につきましては、私ども国民保護法制定にかかわる知識として若干は持ち合わせております。

この国民保護法がそれぞれの事態による被害の規模など具体的に示されていないと、例えばどのくらいの地域で避難が必要なのか、避難の期間はどれくらいになるのかと、想定すべき事態をより具体的に示されていないというふうな御指摘だとか、そのほか、これから計画づくりを迫られる自治体の対応が、具体的にどのように法に照らしてやっていくのかというふうな議論が

国会でなされたということにつきましては、私ども若干承知はいたしております。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 小幡委員

お尋ねします。

条例制定ですので、執行部の方で国民保護現地対策本部もしくは現地対策……飯塚の方か。

ちょっと待ってくださいね。

人員シミュレーション、本部長を長としまして、第4条には必要な職員を置くことができると、市の職員のうちから市長が任命することができるというような条項なっておりますが、今現在どれぐらいの組織でどれぐらいの人間で考えておられますか。

わかりましたらお答えください。

○ 総務課長

本部構成、具体的な組織、機構等については詳細にわたって現在の時点では案を持ち合わせておりません。

今後、策定いたします国民保護計画の中で、協議会等に諮りながら決定をしていくということで考えております。

○ 小幡委員

ということは国民保護法ね、この法律に従って自治体としてこの条例を定めなければならないと、いうことで条例を設定するという趣旨で構わないんですかね。

○ 総務課長

そのとおりであります。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論ありませんか。

暫時休憩します。

休 憩 13:29

再 開 13:40

委員会を再開いたします。

先ほど討論と言いましたけど、取り消しまして、質疑を、ほかに質疑ありませんか。

○ 川上委員

継続審査をお願いしたわけですが、理由としては、この法律につきましても、この条例案につきましても、国民的なまた市民的な同意、納得、共感を得るには至っていないと思います。

それで、議会としてもきょう最初の審議でもありますので、ぜひ慎重審議という意味合いで継続審査申し入れたいと思います。

○ 委員長

ただいま川上委員から、本案について継続審査をしてほしいと、継続審査にしてほしいとの申し入れがっておりますが、この本案について継続審査とすることについて、同意の方は挙手をお願いいたします。

( 挙手 賛成少数 )

賛成少数。

したがいまして、この川上委員の継続審査申し入れは否決されましたので御了承願いたいと思

います。

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。

#### ○ 川上委員

私は、議案第73号に反対し討論を行います。

この条例案は、飯塚市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部を武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づいて設置しようとするものです。

しかしながら、この法律は、国民の保護の名のもとに米軍の戦争に国民を動員し、戦争協力に駆り立てる体制をつくるものであります。

地方公共団体、指定公共機関、事業者に戦争協力の責務を課し、消火や医療、物資の収用に罰則までつけて動員する仕組みをつくり、平時から動員計画に基づく訓練、啓発によって国民の間に戦争協力の意識を醸成することが、憲法の想定する社会のありようと根本的に矛盾することは明らかであります。

また、原子力発電所の破壊や航空機による自爆テロなどを緊急対処事態と称して武力攻撃事態法に位置づけ、武力攻撃と同様の枠組みで対処するものとなっています。

この緊急対処事態は概念自体が極めてあいまいであるばかりか、事態の対応も対処の仕方も全く異なる事態を、武力攻撃とひとくくりにして対処することは、市民生活のあらゆる面に有事体制を持ち込み人権侵害を拡大するものであります。

ましてや自然災害にまで拡大するなど論外と言わなければなりません。

したがって、市長は、国に対し武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の廃止を求めるとともに、議案第73号は撤回するべきであり、我が党は反対であります。

#### ○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第73号 飯塚市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」は原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 举手 賛成多数 )

賛成多数。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第74号 飯塚市国民保護協議会条例」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

#### ○ 総務課長

議案書の14ページをお願いいたします。

議案第74号 飯塚市国民保護協議会条例につきまして補足説明させていただきます。

先ほどの議案第73号と同様に、この条例につきましても、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律の規定により、市町村の区域にかかわる国民の保護のための措置に関し、住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、設置を定められております国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議案書の15、16ページに条例案分を載せておりますので御参照いただきたいと思います。

以上、簡単であります但し説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑ありませんか。

○ 川上委員

この市国民保護法協議会設置目的をお尋ねします。

○ 総務課長

この協議会につきましては、先ほど提案理由の御説明でも申し上げましたように、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するためこの協議会を置き、その協議会において御審議いただくというものであります。

また、この協議会では、国民保護のための措置に関する重要事項についても審議いただくと。

そして、3番目には、この国民保護法に基づき市町村が作成をいたします国民保護計画につきましても、あらかじめこの市町村協議会に諮問しなければならないということになっております。

○ 川上委員

第2条で協議会委員35名とあります、35人以内とありますけれども、どういう構成メンバーになりますか。

お尋ねします。

○ 総務課長

この国民保護協議会の組織につきましては、国民保護法の第40条に規定が定められております。

この委員、そして任命する者が1号から8号まで、それぞれどういった関係者から選びなさいという規定が定められておるわけでありますが、まず1号委員といたしましては、指定地方行政機関の職員といたしまして、本条例35名のうち3人を予定いたしております。

具体的には国土交通省河川事務所、それから国土交通省国道工事事務所、飯塚郵便局からというふう到现在予定いたしております。

2号につきましては、自衛隊に属する者という定めがございます、これは1名、自衛隊飯塚駐屯地から推薦いただく予定ではございます。

3号委員といたしまして、福岡県の職員ということになりまして、これは4人予定をいたしております。

4号の委員につきましては、市町村の助役ということになっておりますので、これは本市の助役1名であります。

5号委員といたしましては、教育長及び消防長ということで、飯塚市教育委員会から飯塚地区消防本部からそれぞれ1名ずつ2人を予定いたしております。

6号委員といたしまして、当該市町村の職員ということになっておりまして、これは市の職員、関係部局、支所等から9人を予定いたしております。

7号委員といたしましては、市町村の区域において業務を行う指定公共機関等の職員ということになっておりまして、これは特にライフラインの確保にかかわる関係者ということで、九州電力並びに西日本鉄道、それからJR等々関係者8人を予定いたしております。

8号委員といたしましては、国民保護のための措置に関し知識または経験を有する者という規定がございます、ここにつきましては、議会議員を初め自治会、消防団、飯塚商工会議所、社会福祉協議会、民生児童委員協議会等から7人の選出を予定いたしております。

合計35人の委員で構成する予定であります。

○ 川上委員

答弁にありました国民保護計画については、政府は昨年3月国民の保護に関する基本方針というのを策定しています。

この中で、武力攻撃事態の想定がどのようなものになるかについて一概には言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするためとして、1、着上陸侵攻の場合、2、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、3、弾道ミサイル攻撃の場合、4、航空攻撃の場合、その4累計を上げて、これに応じた具体的な国民保護措置をつくる留意事項を示したと言っているわけですね。

外部からの万が一の不当な侵略があった場合や、大震災や大規模災害が発生したときに、政府や地方自治体が国民の保護に当たるのは当然のことです。

しかし、有事における国民保護計画は、災害救助における住民避難計画とは根本的に異なるものだと私は思います。

どうお考えですか。

#### ○ 総務課長

委員御指摘のように、確かに国民保護施策といわゆる災害対策、防災施策には一部共通点が見られるものの、基本的には異なるというふうに理解をいたしております。

しかし、先ほど触れましたように、この2つの施策につきましても非常に共通点も多いことも事実であります。

例えば例を挙げて申し上げますと、警報等の伝達、災害時要援護者等の避難誘導、避難所の運営や物資の提供、通信機器の運用、対策本部本部員の役割分担など、共通する課題が非常に多いこともまた一つの側面であるというふうに理解をいたしております。

#### ○ 川上委員

国民の中には、この国民保護法というのは大震災だとか大水害、そういったときに助けられる、そういう避難計画をつくるのだと思われてる方もおられるわけですね。

聞いたこともないっていう方もおられます。

しかし、今答弁は有事と災害、共通する側面を今強調されましたけど、当の政府はこの有事と災害の違いを、違いを強調してるんです。

災害は、政府こう言っとるんですよ。

「災害は地方が指導するのに対し、有事法制は国が指導する。

」こう説明しています。

つまり有事法制に基づく国民保護や避難の計画は、米軍、自衛隊が指導するところに最も大きな特徴があるというのが政府の見解なんです。

歴史を振り返っても戦争における住民保護は軍隊の軍事行動を優先し、その円滑な実行を図るためのものだったのは明らかです。

そもそも地方自治体が国民保護計画や避難計画をつくろうにも、米軍がどのような軍事行動を行うのか、自衛隊の支援活動がどう展開されるのか全く明らかでないでしょう。

米軍の行動は平時・有事を問わず日本国民には知らせないようになってるじゃないですか。

国民保護計画は、米軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画、それが実態ではありませんか。

見解を伺います。

#### ○ 総務課長

ただいま御指摘の点につきましては、確かに防災計画におきましては、住民の避難の指示を行うのは市町村長であります。

しかし、この国民保護計画におきましては、国がその指示を行うということになっておりまして、御指摘の点は間違いないというふうに認識をいたしております。

#### ○ 川上委員

その国は、米軍と連携をとってというか、米軍の全体的な戦略の中で判断するわけです。

それを強調しておきたいと思います。

それで、国民保護法で地方自治体が作成が義務づけられているのは住民避難計画だけではないでしょう。

病院や学校、公民館など地方自治体の施設を米軍、自衛隊に提供したり、医療関係者や移送業者などを動員する計画もつくることになりますね。

つまり本質は、アメリカの戦争に地方自治体や公共機関、その労働者を動員する計画だ。

その認識がおありですか。

お尋ねします。

#### ○ 総務課長

先ほど国民保護協議会の委員の選任について、こうした関係機関、関係者から委員を選任してまいるといふふうに申し上げました。

その中に示しましたとおり、ライフラインの確保に必要な交通機関でありますとか電力会社でありますとか、そういった関係者も今回の協議会の委員として入っていただくという予定にいたしております。

ただいま委員御指摘の御質問の内容につきましては、私の方の意思的な答弁は控えさせていただきたいと思いますが、いずれにいたしましてもこの国民協議会、国民保護計画を策定する諮問機関でありますから、それぞれの立場で出ていただく委員さんに、飯塚市住民の避難誘導のための適切な計画であるか、いかにあるかということについて十分御審議をいただき、住民保護の措置、有事避難誘導等々の具体的な計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

#### ○ 川上委員

その国民保護法の大もとになっている武力攻撃事態法、それは第3条4項で憲法に保障された基本的人権、国民の自由と権利を制限する、つまり侵害する恐れがあることを、侵害する場合があることを公然と認めています。

政府の見解では、高度の公共の福祉のため合理的な範囲と判断される場合においては、その制限は憲法13条等に、幸福権の追求ですね、に反するものではない。

こう言ってるわけですね。

アメリカの戦争への従事命令や国民の土地、建物や物資の強制収用が国民の自由や権利の侵害につながることは明らかであります。

こうした内容を含む国民保護計画が飯塚市の手で策定されれば、米軍と自衛隊の軍事作成の必要に応じて、市民の自由と権利の制限が拡大されるのは当然だと思っております。

したがって、こういう重大な条例については、ここで継続審査の要望をしたいと思うんですが、きょう限りで採決するというようなことではなくって、真剣に時間もとって審議させるために継続としていただけたらと思うわけです。

委員長の取りはからいをお願いします。

#### ○ 兼本委員

私は先ほど、これを一般市民がよく周知徹底してないからよく周知させるべきだということをお申し述べたけど、この保護計画を作成するにつきましてね、災害とも絡めた場合には、各有線放送の充実とか、それから避難訓練とかいうのもございますね。

だからそういうものもありますので、これも一般市民の方にはこの国民保護計画の作成についてはよくまた知っていただかなあいかんと思っておりますので、その点につきまして、この国民保護計画を作成する場合に市民の意見公募、そういうものはどのようにお考えかをお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○ 総務課長

先ほど御答弁しましたように、この協議会の委員につきましては国の法律で定めがございますので、その定めに応じて選出・選任をしていきたいというふうに考えております。

でありますから、今委員御指摘の市民の方から公募した一般市民の意見として、どのようにこの計画に盛り込んでいくのかということにつきましては、具体的に一般公募する予定は今のところございません。

先ほど申しましたように、8号委員につきましては自治会関係者だとか、その辺の皆さんでお願いをしようということにいたしております。

先ほどもちょっと触れましたが、このいわゆる一般住民の方から御意見をいただく委員さんの選出区分でありますけども、先ほど申しましたように本年度本市は、この国民保護計画と同様に、地域防災計画についても新たに来年までに見直しをしなければならないという状況がございます。

先ほども触れましたが、この防災計画と国民保護計画には非常に密接な関係がございますので、今後この委員を選任するに当たりまして、防災計画の委員さんあたりについても積極的に国民保護協議会の委員の方に選任をしていきたいというふうに考えております。

なぜかと申しますと、地域防災会議での委員としての経験や防災に関する知識を生かしていただきたいという考えもございます。

一般市民の方々からの御意見等につきましては、一定、この国民保護計画の基本的な、何ていいますかモデル案を消防長が示しておりますので、そういったものの中で、特に地域住民にかかわりの深い部分につきましては、そうした委員さんはもとより関係機関、例えばいろんな市民団体あたりの御意見も、計画策定の段階で事務局の方から意見徴収をしてまいりたいというふうに考えております。

#### ○ 兼本委員

私は、その委員に市民を公募しなさいと言ってるんじゃないんですよ。

そういうふうな作成をするときに、答申しなけりゃあいけませんからね、答申する前のやつについて一般の市民の意見を公募する考えがあるのかというんです。

意見を聞く、意見を聞く機会を持つのかと言うてる。

ただ、先ほど言ったように、委員さんにはいろんな協議会の構成委員はいろいろ制限がありますから、それはそれに一般公募せえとは言っていないんですよ。

意見を聞く機会を与えるのか与えないのかということ言ってるんです。

#### ○ 総務部長

先ほどからいろいろと御意見を伺って、貴重な御意見を伺っているわけでございますけども、この国民保護法につきましては、我々行政の責務として市民の生命と財産を守るというものに合致してるところというふうに考えているわけでございます。

その中でこの協議会等をつくりまして、また国民保護計画を作成するという事の中で、先ほど言われておりますように国民保護法の趣旨、それから内容等につきましては、これは十分市民の方に理解をしていただかなあいかないと、このように考えておるわけでございますので、これから広報については十分考えたいというふうに考えております。

また、今委員さん御意見の中の、一般市民の意見をどうするのかということでございますけれども、この協議会計画を策定する中で、何らかの機会を設けて意見を聴取するような方法を考えたいとも考えておりますので、これについては検討をさせていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

#### ○ 兼本委員

ぜひね、先ほどはパブリック・コメントをやりまして、先ほど行財政改革のとき言っていましたね。

だから、これについても本当に悪い方にとらえれば、先ほど川上委員が言われるように避難訓練とか、その避難訓練はだれが先頭に立ってやるのかと、自衛隊が立ってやるとかね、もういろんな意味でもう考え方によってはいろんな問題があるわけです。

この法律は。

だから、一応やっぱり市民の意見を聞く、市民の意見、パブリック・コメントでも結構ですよ、意見を聞く機会を私は与えるべきだというふうに考えております。

検討するということですのでぜひ前向きに検討していただいて。

検討というのはやりませんということでないんですよ。

いいですか。

あなたたち検討しますちゅうのは、検討したけどやりませんでしたちゅうてなりますからね、やりますということで私は認識して要望しておきます。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 小幡委員

条例の第2条をちょっと教えてください。

協議会の委員の定数35名ね。

これは先ほど第1号から8号まで説明ありましたけどね、第2条の2項に、「法第40条第6項に規定する専門委員は」とありますが、第2条の協議会の委員とこの専門委員は別物ですか。

35名以外のほかに専門委員を置かれるんですか。

置かれるとすれば何名ほど置かれるか。

それと、この専門委員が専門的な事項に関する調査をすると、調査の内容。

とその後終了したときには解任するとなっておりますが、今の予定では解任の予定、いついつごろまでに調査を済ませて解任する。

この点を教えてください。

○ 総務課長

具体的なこの専門委員の活用であります、国民保護計画の中でも非常に重要な一つの課題というのがございます。

何かと申しますといわゆる要援護者、災害弱者と言われる方々でありますけども、避難誘導をする場合に、どこにそういった要援護者がおられるのかというふうな調査をしたり、その人をだれがどのように避難誘導をして避難所まで連れていくのかというふうな具体的な方策も今後必要になってまいります。

そうした調査、それからプランを策定するに当たりましては、この協議会の委員の方々に、そうした調査からプランの策定までお願いするというのは非常に事務の遂行上困難性を究めます。そうした意味からこうした専門委員を置くことができるということになっておりますので、こうした専門委員制度は、今申しあげました事例などに限らずその他必要な課題があれば専門委員の制度活用してまいりたいというふうに考えておりますが、具体的な専門委員の数、それと専門委員を置く期間等につきましては具体的な案というのは現在ございません。

○ 小幡委員

では専門委員はこの協議会の委員メンバー35名以外におるということですね。

じゃあ先ほど兼本委員が言われましたね。

この専門委員の中に各自治のそういう方々を組み込んでいくという考えはありますでしょうか。

○ 総務課長

先ほど例でお話申しあげました要援護者支援対策等にかかわりましては、そうした援護者にかかわってある関係団体の方々をお願いするのが一番適切であろうというふうに判断をいたしておりますので、当然のことながらそうした関係者を委員にお願いをするという場面は想定できます。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

先ほど川上委員から継続審査の要望が出ておりますので、これも先ほどと同じように継続審査するかしないかを皆さんにお諮りいたしますので、お諮りさせていただきます。

お諮りいたします。

川上委員から本案について継続審査の要望があっておりますが、これに賛成する委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手 賛成少数)

賛成少数。

よって、継続審査は否決されました。

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論ありませんか。

#### ○ 川上委員

私は、議案第74号に反対し討論を行います。

飯塚市国民保護協議会の設置は、米軍の戦争に国民を動員し、戦争協力に駆り立てる体制を国民保護の名のもとに強行するものであります。

恒久平和と基本的人権を基調とする日本国憲法にもとるものであります。

したがって、齊藤市長は、国に対し、武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律の廃止を求めるとともに、議案第74号は撤回するべきであり、我が党は反対であります。

詳しくは本会議で述べることとし、以上で討論を終わります。

#### ○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第74号 飯塚市国民保護協議会条例」は原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第75号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

#### ○ 総務課長

議案書の17ページをお願いいたします。

議案第75号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い関係規定を整備するものでございます。

次の18ページをお願いいたします。

同条例第8条第1号中、「監獄」を「刑事施設」に改めるものであります。

なお、19ページに新旧対照表をつけておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で、簡単であります説明を終わります。

## ○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論ありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第75号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第76号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

## ○ 総務課長

議案書の20ページをお願いいたします。

議案第76号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正されたことに伴いまして、非常勤消防団員に係る退職報償金の額を改定するものであります。

勤続10年以上25年未満の分団長、副分団長、部長、班長につきまして一律2,000円を、率にして0.4から0.9%を引き上げる内容でございます。

議案書の22ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、新旧対照表を掲げております。

その対照表のうち分団長、副分団長、部長及び班長の10年以上15年未満から15年以上20年未満、そして20年以上25年未満の金額をそれぞれ2,000円上げるという内容であります。

以上、簡単でございますが説明を終わります。

## ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結します。

討論を許します。

討論ありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第76号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第90号 飯塚広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び飯塚広域市町村圏事務組合規約の変更について」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

#### ○ 総合政策課長

議案書69ページをお願いしたいと思います。

今回の変更につきましては、嘉飯山2市8町が合併により2市1町になったため、組合を組織する団体数等の変更及び関連して関係市町の負担割合別表を改めるものでございます。

それでは、72ページ、73ページの新旧対照表をお開きください。

第2条、第3条につきましては、2市8町10団体から飯塚市、嘉麻市、桂川町の3団体への変更でございます。

第6条では、各団体2名ずつ20人の議員の定数を3団体6名というふうに変更するものでございます。

第14条2項に組合負担金の建設費のただし書きでつけ加え、別途協議するというふうに定めております。

そして、この規約は附則で18年9月1日から施行するというので経過措置を設けております。

別表の負担金の構成団体数の変更でございます。

簡単ですが説明といたします。

#### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論ありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第90号 飯塚広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び飯塚広域市町村圏事務組合規約の変更について」は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第91号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

#### ○ 人事課長

議案第91号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について補足説明をいたします。

この案件につきましては、平成18年8月1日から福岡県市町村退職手当組合に飯塚市・桂川町衛生施設組合を加入させることに伴いまして、福岡県市町村職員退職手当組合を組織いたします地方公共団体の数を増加し、組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

75ページに改正の規約を、76ページ、77ページに改正規約の新旧対照表をおつけいたしております。

以上、簡単でございますが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論ありません。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第91号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第92号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第92号について御説明申し上げます。

これにつきましても、議案第91号と同様に、福岡県市町村職員退職手当組合を組織いたします地方公共団体の増減及び福岡県市町村退職手当組合規約の変更について御審議いただくものでございます。

これにつきましては、平成18年10月1日から八女郡上陽町が廃されまして、その区域が八女市に編入されることになりました。

そのため市町村退職手当組合を組織いたします地方公共団体の数を増減いたしまして、退職手当組合の規約を変更するため、地方自治法290条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

79ページに改正規約を、80ページ、81ページに新旧対照表をおつけいたしております。

以上、簡単でございますが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論ありません。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第92号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 17

再 開 14 : 34

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

案件に記載のとおり執行部から5件について報告したい旨の申し出がっております。

報告を受けることに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。

よって、報告を受けることに決定いたしました。

「高校生海外派遣事業について」の報告を求めます。

#### ○ 総合政策課長

高校生海外派遣事業について報告いたします。

高校生海外派遣事業につきましては、将来を担う若者の人材育成を目的に、市内に居住する高校生を対象に、平成13年度から旧飯塚市において実施してきた事業で、新市におきましても引き続き実施することといたしております。

現在までの経過といたしましては、市報、新聞掲載並びに各高校訪問等により募集を行った結果22名の応募があり、審査後5月13日の公開抽選により派遣者10名を決定。

既に6月3日、6月24日に事前研修を開催いたしております。

今後は、残りの事後研修の終わりを以て、予定といたしましては7月25日に出国、サンフランシスコ及びロサンゼルスにおいてスタンフォード大学訪問、IT関連企業研修、現地高校生及び福岡県人会との交流会等を行いまして、7月31日に帰国する予定といたしております。

また、帰国後は、事後研修及び帰国後報告会等を開催する予定でございます。

お手元には経過報告の概要を配付させていただいております。

#### ○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

#### ○ 岩本委員

今、海外派遣の経過報告をお聞きいたしました。私といたしましてはこのデータを拝見いたしました。ちょっと感じるところを申し述べたいと思います。

と言いますのは、7番に応募状況22名とあります。

で結果は派遣者は10名。

つまり男子5名、女子17名と。

その中で旧市町村別の応募総数が書いてあります。

結果は、旧市町村別はこういう結果で終わりましたと。

それから、各高校別の合格者数が書いてあります。

何を言いたいかと申しますと、私の観点からいきますならば、飯塚市は一つだというふうな観点からいきますと、旧市町村別ですね、これはやっぱり余りこういうデータを公表すべきじゃあなかろうと。

と言いますのが、もうはっきり申しましてデータが出てますから申し上げますが、例えば筑穂町2名の受験者で結果はゼロでしたよということになりますとね、何も私ひがみ根性で申し上げてるんじゃないんですが、こういうふうなあれをやはり市民が見ると、何だ筑穂町はレベ

ルの低いのかという見方もされるということを危惧するならば、この辺はもうちょっと配慮いただきたいという思いなんですよ。

だから、どうしてもデータっていいですか、あれを発表したいということであれば、せめて各高校別程度にとめとっていただければと。

もう地区はないんですよ。

飯塚市なんですよ。

こういうやっぱり固定観念、この辺はやっぱり配慮願わないと、非常に今後の市政の運営上支障があるんじゃないかなと、かように考えますがいかがでしょうか。

#### ○ 総合政策課長

議員の御指摘、今後気をつけていきたいと思いますが、1点だけ申し上げますと、この応募22名の方、皆さん作文も含めて優秀な方ばかりでございまして、最後の絞りをくじ引きといたしまして、くじに漏れた方、アンラッキーだったというふうな私感想をしております。

#### ○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○ 岩本委員

いや、だからあなたの説明であれば、アンラッキーとかラッキーとか、それは結果論でしょう。

しかし、数字っていうのは絶対なんですよ。

その内容まで我々は知ろうとは思いません。

だから、私のこれは要望で結構です。

答弁は要りませんが、今後そういう配慮もしていただだけませんか。

飯塚市は一つですよということを訴えたい。

それで、要望事項でございまして、その審議の、審査の内容とか試験の内容とかそれはいいです。

そういうことを今後のデータ作成の中に御配慮願いたいということで終わらせていただきます。

#### ○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「旧伊藤伝右衛門邸修復前特別公開の実施について」の報告を求めます。

#### ○ 総合政策課長

旧伊藤伝右衛門邸修復前特別公開の実施について報告させていただきます。

旧伊藤邸につきましては、近代屋風建築物の文化的歴史的遺産としての位置づけと、貴重な観光資源として活用し地域の活性化を図るため、今年度から邸内修復工事を予定しておりますが、ことし5月に再開された産業考古学会第30回総会において、新たに学会推薦の産業遺産に認定を受けるなど全国的に注目を受け、修復前の邸内公開を望む声が、市民はもとより市外の皆様からも寄せられている状況であります。

このことから飯塚市といたしましても、市民を初めとした住民の皆様には修復事業の必要性と歴史的価値を認識してもらうことを目的といたしまして、7月22日の土曜日、23日日曜日の2日間に特別公開を計画いたしております。

詳細につきましては、お手元に配付しております資料に記載しておりますが、委員の皆さんにおかれましてもぜひ御来場いただきますようお願いいたします。

なお、実施に係る広報につきましては、市報7月号及び飯塚市のホームページに掲載、周知をいたしております。

そして、きょうお配りした中で、時間につきましては、両日とも10時から午後3時までといたしております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

○ 小幡委員

補修前の旧伊藤伝右衛門邸の特別公開、これはいいことだと思いますが、一つ教えてください。

うわさの範囲なんですけどね、公開に先立って整理されたのかどうかわかりませんが、なんか植木屋さんかなんかが転落事故があったというふうなうわさが飛んでますが、事実でしょうか。

○ 総合政策課長

その植木屋さんの話は私も存じておりませんが、今現在、管理のために文化課の方で伊藤邸、管理のための作業を行っておると聞いております。

○ 小幡委員

作業は行ってあるんでしょうが、けが人の報告はあってない。

○ 総合政策課長

それは存じあげておりません。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」の報告を求めます。

○ 管財課長

公用車による交通事故の報告について報告いたします。

本件事故は、去る6月5日午後3時50分ごろ、公務を終え帰庁した土木課管理課職員が飯塚市役所内駐車場において、指定駐車場に移動中、議員駐車場から出ようとして後退してきた相手方と、車両と接触し、双方の車両が損傷したものであります。

人身にけがはなく、車両の損傷の程度は、公用車は助手席ドア及び左後部ドアで、相手方は後部バンパーの修理が必要であります。

事故の原因ですが、双方が注意を怠ったことが主たる要因で、過失割合につきましては現在相手方と協議中であります。

職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転に心がけるよう注意を行っております。

なお、今後事故を起こさないように当該職員はもとより、他の職員につきましても安全運転をするように指導いたしたいと考えております。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「工事請負契約解除について」報告を求めます。

## ○ 契約課長

工事請負契約を解除いたしましたので、お手元に配付しております資料により報告いたします。

本件工事は、潤野枝国雨水幹線第3工区新設工事であります。

この請負契約につきましては、5月30日に入札を行いまして6月1日に請負契約を締結しております。

請負金額、5,974万5,000円、工期は、平成18年6月2日から10月31日まで、契約解除の相手方は、有限会社松浦産工、代表取締役松浦達子でございます。

この契約を解除しました理由につきましては、経営規模等評価申請書において、在籍しない技術者を技術職員名簿に記載して虚偽の申請を行い、その結果をもって指名競争入札参加申請を行ったこと。

また、福岡県より、平成18年3月24日から4月7日までの15日間の営業停止命令を受け本市に報告しなかったこと、及び経営規模等評価申請の再申請を行い、その再審結果、評価点が835点から788点に下がったこと。

いずれも本市に報告しなかったことによる報告義務違反により契約を解除したものでございます。

なお、本件工事につきましては、6月27日に新たに指名競争入札を行い、6月30日に田中産業有限会社と請負契約を締結しております。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

## ○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「旧庄内町町有地売却の調査報告について」の報告を求めます。

## ○ 管財課長

お手元に配付いたしております報告書に基づきまして説明をさせていただきます。

去る5月11日の総務委員会において、旧庄内町払い下げに関することについて、調査報告する旨を報告いたしておりますので本日報告をさせていただきます。

旧庄内町の払い下げ物件につきましては、個々の売却予定物件一覧に記載しております不用町有地10カ所を、平成17年3月より一般への売却に供しております。

これは、逼迫した町財政の財源に資するための施策として、町長、収入役、教育長、総務課長、企画財政課長をメンバーとする庁議で協議され、総務常任委員会に報告、了承を受け、決定されたものであります。

それでは、町有地払い下げの経緯について説明をさせていただきます。

平成16年6月2日に開催した旧庄内町の庁議において、町有地の売却について管理方針を作成し、売却可能な町有地について売却を進める決定をされております。

管理方針については、別紙1の資料に添付をいたしております。

この結果をもとに、平成16年10月29日にお手元の物件1から8について不動産鑑定評価を行い、平成17年1月6日に開催した庁議で、町有地の処分方法と不動産鑑定の結果をもとにした最低落札価格の決定を行っております。

また、平成17年2月25日に物件の9と10について不動産鑑定評価を行っております。

平成17年3月24日に第1回の入札会を実施しております。

物件は1から5及び10の6物件でありまして、公募の方法といたしましては、広報「しょう

ない」3月号と、詳しい内容を記載した入札の説明書を役場窓口に配置しております。

入札の結果は、10番の物件のみ3名の応札者があり、落札、売却をいたしております。

4月28日に庁議を開催し、入札の結果報告及び再入札の協議を行っており、あわせて鑑定評価の見直しについても協議を行っております。

次のページをお願いします。

平成17年5月27日に開催された総務常任委員会において、物件2から4の旧若草団地の売却方法として、1回目の入札会で応札者がいなかったため、2回目は裁判所の価格公表方式を採用し、先着順にて売却をする旨報告をし了承されております。

3月24日の入札会の不落物件を含め、価格公示方式で売却する旨町長の決裁を受け、平成17年6月2日発行の広報「しょうない」6月号及び西日本新聞の8月11日、9月9日の筑豊版に、物件の1から6までを価格公示方式で先着順にて売却する旨掲載をいたしております。

平成17年8月22日に開催されました総務常任委員会に、町有財産の現状と処分について説明を行っております。

この中で単価の見直しを決め、早く売却の努力するよう求められております。

その結果を受け、9月に町長決裁の上、物件1から9について再鑑定評価を行っております。

平成17年9月20日に庁議を開催し、再鑑定評価の中間報告を行い、10月に予定している入札会において見直しの価格で公募する旨を決定しております。

あわせて物件7の赤坂保育所跡地についても再鑑定を行い、その結果を最低落札価格にする旨を決定いたしております。

なお、物件1及び4については、平成17年9月に売り出し価格の2割減で購入したいという申し出があり、県に意見を聞きながら、町長決裁の上、売買契約の締結を行っております。

平成17年10月6日発行の広報「しょうない」10月号に、物件の2番、3番、5番、7番について、10月21日に入札会を実施する旨を掲載するとともに、詳しい内容を記載した入札の説明書を役場窓口に配置しております。

なお、物件6については購入希望者があり折衝中であったため、広報「しょうない」10月号へは記載をいたしておりませんでした。契約に至らなかったため入札説明書及び10月20日の西日本新聞には、物件6を含めた5物件を掲載いたしております。

平成17年10月20日に開催された総務常任委員会において、不動産鑑定評価の見直しを添付いたしております別紙2による説明を行い、21日に入札会を実施する旨、報告、了承を受けております。

また、物件1、4、8、9を入札会から除いた説明もあわせて行っております。

10月21日に実施されました入札会の結果は、2番の物件のみ2名の応札者があり、落札、売却を行っております。

平成17年10月25日に開催いたしました庁議において、入札結果及び物件7の赤坂保育所跡地の払い下げ申請について報告、協議を行い、物件7の赤坂保育所跡地については町長決裁の上で払い下げをする旨決定をいたしております。

平成17年12月20日に町長決裁を受けて入札会を実施しております。

公募の方法としては12月1日発行の広報「しょうない」12月号に、その他の町有地の売却について再入札を行いますを掲載するとともに、詳しく記載した入札説明書を役場窓口に配置しました。

入札物件は5、6、8、9で、8については応札者が1名、9については応札者が2名とともに落札、売却をいたしております。

3ページをお願いいたします。

なお、物件6については平成18年1月5日に払い下げ申請がありましたので、町長決裁の上、売却を行っております。

今まで申しましたように、旧庄内町においては厳しい財政状況の中で、財源確保のため庁議で協議を行い、総務常任委員会に報告、了承を受け、町有地の売却を行っております。

公募については、広報「しょうない」及び新聞の公告を活用し、入札の内容を詳しく記載した説明書を役場窓口に配置いたしております。

また、方法といたしましては、入札会を実施し、また価格公示方式で町民等に希望を募っております。

なお、売却結果は、3月24日に6件、10月21日に5件、12月20日に4件の入札会を実施し、入札で4件、価格公示方式で4件、合計8件の売却を行っております。

参考といたしまして、広報掲載一覧を別紙3として添付いたしております。

次に、価格の見直しを行った鑑定について。

旧庄内町が委託した北九州市の不動産鑑定事務所に対し聞き取りを行いました。

その結果、今回2回目に行った価格の見直しについては簡易的な評価であり、1年前に行った鑑定評価をもとに時点修正及び市場性修正を行ったものであり、大きな要因としては売却希望は強いものの、公募しても応募がないなど需要の欠の等市場性を考慮したものである。

入札を実施し、落札価格が競争性により鑑定評価を上回ることになれば、それが実勢価格と判断されるとの回答がありました。

また、不動産鑑定士協会によりますと、意見書の提出の鑑定であっても正式な鑑定書であるとのことでありました。

次に、前回の総務委員会で特に調査報告を受けました2点について、4ページと5ページに、個別調書1の赤坂保育所跡地及び個別調書2のJA跡地について詳細に記載をさせていただいております。

記載の内容といたしましては、所在、面積、経緯、売却の予定価格、当初鑑定と意見書の価格の相違理由、売却額の決定方法、売却の方法、広報の方法、売却価格を記載しております。

なお、事実関係の調査報告でありますので、購入者を口頭で報告をさせていただきます。

購入者につきましては、個別調書1は高本玲子氏、個別調書2は辻文雄氏であります。

内容につきましては、説明を省略をさせていただきます。

以上、簡単であります但し調査報告を終わらせていただきます。

#### ○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

#### ○ 川上委員

ただいま旧庄内町町有地売却調査報告ありました。

調査報告書も提出されております。

この調査報告書は、不思議なことに調査のまとめがありません。

それから教訓もありません。

調査過程であるということか、まずお尋ねいたします。

#### ○ 管財課長

前回の総務委員会より、今回の総務委員会で報告するというございますので、最終報告だと考えております。

#### ○ 川上委員

そのようには受けとめられる文章なっておらないということをまず指摘して質問したいと思うんですが、2005年11月契約赤坂保育所跡地が個別調書1、それから12月契約の関の山キャンプ場駐車場跡地が個別調書2として特別に記載がありますが、これはどうして特別に記載が2件あるんですか、お尋ねします。

#### ○ 管財課長

先ほどの答弁と同じで申しわけございませんが、前回の総務委員会の際に、この2件について事実関係を調査せよということをございましたので、詳しく個別調書で出さしていただいております。

○ 川上委員

それはそのとおりなんですけども、あなた方は市民の怒りというのがまだわかってないようです。

町の財産である町有地の管理に、直接責任を負う町幹部と町政の監視役である町会議員にそれぞれ事実上競争がなく、しかも通常考えにくい大幅値引きの上で売却されたとの指摘ですよ。今回の調査は、売却相手が公職にある者だと報道された。

このことが最大のポイントではないんですか。

ですから、あなた方は、その観点からこの調書1、調書2を個別につくったのではないんですか。

お尋ねします。

○ 管財課長

この特別調書につきましては、先ほどから答弁いたしてまいりましたとおり、前回の総務委員会の際に詳しく調査して報告を、事実関係を報告いたしますということでございますので、特別に調書1、2をつけさせていただいております。

○ 川上委員

今の答弁は、あなた方がこの問題の本質がまるでわかってないということのみずから明らかにしたに等しい。

繰り返しますけれども、今回の調査は売却相手が公職にある者であることが大きな圧力であったはずですよ。

それでは、まず、個別調書1にある赤坂保育所跡地の購入を申し入れ、売却契約を締結した町内住人、このように記載があります。

前回の総務委員会では名前絶対に言わないと言われてましたね。

今回名前どうして言うんですか。

お尋ねします。

○ 管財課長

前回の調査の時点では詳しい事実関係が不明でありましたので、今回事実関係を調べておりますので、その中で当然総務委員会で購入者については出すべきだと考えております。

○ 川上委員

いい加減なこと言ったらだめですよ。

あなた方はこの間はね、5月11日の総務委員会の際には、個人情報保護の観点から出さないって言ったでしょう。

それとの整合性を説明してください。

○ 管財課長

前回の総務委員会の際に、個人情報の保護の関係で出せないというところで答弁したのは間違いございません。

その時点では事実関係の把握がまだできておりませんでしたので、今回事実関係の調査報告でございますので、名前については公表した方がいいというふうに判断いたしました。

○ 川上委員

事実関係がわかってもね、その個人情報保護の観点から名前言ったらいけない場合もあるんですよ。

どうしてあなたはそこで高本玲子さんの名前出すんですか。

この方が公職にある方と特別な関係があるからでしょう。

この公職性をさっきから問題にしておるんですよ。

ですから言ったわけじゃあないんですか。

それとも、事実関係がわかったから、いい加減な気持ちでこの方のお名前出したんですか。  
お尋ねします。

○ 管財課長

先ほどから答弁いたしておりますが、公開する情報公開の個人情報の関係がございまして、前回については、先ほど個人情報の保護の観点から事実関係をまだ把握しておりませんでしたので、名前については控えさせていただきますというところでたしか終わってたと思います。今回新聞報道等でいろいろ、どこの新聞とは申しませんか、前課長、それから前庁議とかいう名前が出ております。

それで、これにつきましても当然事実関係がはっきりいたしましたので、当然公開すべきものだということで今回判断させていただきました。

○ 川上委員

以上の答弁で、あなた方が個人情報保護の観点というのは都合がよいときに使ってるだけで、本気で個人情報を守るつもりがないっていうことが明らかになったでしょう。

どうですか。

先ほどの女性の名前、なぜここで言うんですか。

公職と関係があるから言うんでしょ。

そうでないのにね、名前言っていいんですか。

ところで、この方には調書では町内住民とだけ書いてあるわけですね。

この方には直接会って事情を聞きましたか。

○ 管財課長

今回の土地売却につきましては、この購入者であります個別調書1と個別調書2番につきましては、旧庄内町の行った土地の売り出しに基づいて購入されたものでありますので、管財課の担当課といたしましては、売却の方法等については調査しておりますが、購入者への聞き取りは行っておりません。

○ 川上委員

御本人にも会いもしないで連絡もとらないで名前をぼんと言ったということなるんですが、聞いていないということですね。

それでは、この町内住民と書いてあるこの方は、報道のとおり、新聞報道では当時の庄内町会議員、したがって現在の市議会議員と報道されたわけですね。

現在この方の名前は飯塚市議会議員の中にないです。

どういう関係ですか。

○ 管財課長

現在の市議会議員、新聞報道等でもされておりますが、縁者ということで聞いております。

○ 川上委員

じゃあ、新聞はなぜ町会議員と報道したんですか。

調べないといけないでしょうもん。

だれが売ったかだれが購入したかをきちんとはっきりしないで調査始められないんじゃないですか。

このときに新聞が町会議員と報道したのはなぜですか。

○ 管財課長

これにつきましては、私の方の考えといたしましては、旧庄内町のコメントをもとに報道をされたものだと考えております。

当然情報公開の中で、市の方に新聞社の方が請求された時点でも恐らく名前は出されてなかつ

たかと思えますけど、旧庄内町の方で町職員といますか、いろんな方から聞かれた段階で新聞で載せられたのではないかと考えております。

○ 川上委員

ここに、平成13年12月20日制定の旧庄内町の庄内町政治倫理条例があります。

でその3条が政治倫理基準です。

その第1項は、「町民全体の奉仕者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑の念を持たれる行為をしないこと」と。

3条の2項として、「町長等及び議員は、政治倫理に反する事実があったと疑惑を持たれたときは、疑惑の解明に当たるとともに、潔い態度をもってみずからの責任を明らかにするよう努めなければならない」とありますね。

ごらんになりましたか。

○ 管財課長

私の方のこの調書、個別調書1の赤坂保育所跡地でございますが、これについては市入札のなかった、入札を行い不落した物件でございます、その後の申し込みで買われておりますので、手続上については別に問題がないと考えております。

○ 川上委員

それで、見たのですか見てないんですか。

○ 管財課長

調べておりません。

見ておりません。

○ 川上委員

この方がこれに該当するとかそういうことを言ってるわけじゃあないんですよ。

これ見たかって聞いたわけでしょう。

それで、7条は、の2項は、前項の町長等及び議員の資産等報告書には、提出義務者の配偶者及び扶養の親族にかかわる資産、前年1年間の収入及び贈与に関する資産等報告書もあわせて提出しなければならない。

ここにおける議員は全員、やっぱ庄内の話ですから、大体資産報告をするんです。

合併してなければ、この条例が生きてれば。

そういった点から考えると、この土地を買った方の縁者と言われる市議会議員は名前を明らかにしなければならない。

だれですか。

○ 管財課長

先ほど申しましたとおり、個別調書1につきましては、正規の手続で買われて手続上は問題はないと申しましたし、今、委員が言われますように当然7条の第2項で資産公開等があれば報告されるものと考えております。

○ 川上委員

その議員に会って事情聞きましたか。

○ 管財課長

先ほどと同じ答弁になりますけど、購入者とは一切お話はしておりません。

議員ともお話はしておりません。

○ 川上委員

何だか個人情報保護を理由に、事もあろうに公職にある人の名前を明らかにしない態度というのは不思議です。

市民の目から見れば極めて異常ですよ。

でこの土地の登記簿謄本見ますと、昨年11月22日売買、12月6日受け付けで所有権が庄

内町から庄内町大字赤坂 8 8 1 番地の 2 2 の高本玲子という方に移ってるわけです。縁者と言われましたけど、ここと同一住所の市議会議員が 1 人だけおられるわけです。この方は、旧庄内町議会議員現飯塚市議会議員の高本則幸氏です。確認できますか。

○ 管財課長

今言われましたように、高本議員の名前言われましたが、私の方としてはこの購入者と高本議員がどういう関係かについては調べておりません。

○ 川上委員

市議会議員が自分と同じ名字の女性と同じ住所に住んでるわけですよ。いずれにしても恐らくは生計同一の、縁者と言われたけども遠い親戚じゃないんですね。それを調べないというのは異常です。

それでは個別調書 2、これにある関の山キャンプ場駐車場跡地にある土地の件で、応札者 1 名と記載されてます。

先ほどは辻文雄氏ということで、名前だけ説明があっただれだかわかりません。

売却相手は当時の庄内町建設課長だという新聞報道があります。

これは事実ですか。

○ 管財課長

私も新聞を見ましたし、前回の総務委員会でたしか当時の建設課長につきましては辻課長ということで聞いております。

○ 川上委員

ということは、もうほぼこの売却した相手というのは現在の飯塚図書館長である辻文雄氏であるということほぼ確定的ですね。

すばつと言われませんか。

○ 管財課長

たしか私の記憶では、前回の 5 月の総務委員会のときに、当時の建設課長は辻課長だということで、たしか人事課長が答弁いたしておりますので、そのような新聞報道もなされておりますので、そのあたりで御了承願いたいと思います。

○ 川上委員

もう既に売却相手が辻文雄現在の飯塚図書館長であることは論理的にも明らかです。

私はこの土地の登記簿謄本で確認しております。

したがって、売却相手は辻文雄現在飯塚図書館長ということで断定して質問をしていきます。

それで市長、よく聞いてもらいたいんですけども、この方はもちろん飯塚市職員、市長の指揮下にある方です、が、当時庄内町の建設課長で今は飯塚図書館長ということですが、庄内庁議会で過去庄内町の若草団地建設をめぐる業者から接待を受けたり、ここ最近では、高度浄水処理施設汚職事件での公判で、クボタから接待を受けたことなどが指摘されている人物なんです。

そこで、調査担当された方ですが、あなた方は今回の土地売却についてこういう人物から事情を聞きましたか。

○ 管財課長

先ほどの答弁とちょっと同じになるかもしれませんが、購入者とは一切お話しはいたしておりません。

○ 川上委員

この報告書は市長も目を通されてるはずですけども、旧庄内町の町有地売却についての調査報告書といいながら、高本則幸市議会議員や辻文雄図書館長など当事者には何も事情を聞かず、公職にある者を個人情報保護などと言って名前を明らかにしてこなかったことについての

反省もない。

今なお市議会議員の名前は出さない。

議員には弱く身内に甘い、市民からそう言われても仕方がないんじゃないですか。

総務部長、売却した相手から話を聞かないままでは事実関係は明確にならない、本人に会って調査しなかったのはなぜか、明確な答弁を求めます。

#### ○ 総務部長

今回の調査報告でございますけれども、これにつきましては前々回の総務委員会これで早朝に新聞に報道されました分につきまして質問が出た関係上、我々としてはその当時事情というのがわかりません。

それで、詳しく調査報告するというので今回調査報告をしてるわけでございますけれども、今回の事実関係につきましては報告書に記載のとおりでございます。

その中で、いわゆる公募それから入札、価格の決定等については管財課長が報告したとおりでございますので、当人からは事情は聞いてはおりません。

#### ○ 川上委員

町の財産を事実上何の競争もなく公職にある者に大幅値引きで売却した、一人は売却する側の立場の建設課長、一人は公正な売却ができるかどうかチェックする責任を持つ議会の議員です。

その異常さを指摘されて市が一月半もかけて調査したのに、この幹部と市議会議員から事情の聴取一つしない。

その上、個人情報保護を理由に市議会議員については名前も言わないと。

市長このままでは、合併してできた飯塚市というのも大変不透明なところだと市民から厳しい批判を浴びることになると思うんです。

売却相手の名前、市として明らかにするとともに、この人物、この方々から事情をきちんと聞くべきではありませんか。

市長のお考えを伺いたいと思います。

#### ○ 総務部長

先ほども答弁申し上げましたけれども、この売却につきましては、旧庄内町の中で庁議それから総務常任委員会等の中で報告・了承されて売却をされたものでございます。

その中で、先ほどから言っておりますように、報告書にもありますように、売却としては事務手続上されたものでございます、旧庄内町の中で事務手続上されたものでございますので、我々といたしましてはその事務手続の中の調査をいたしまして今回報告してるということで御了承をお願いいたします。

#### ○ 川上委員

あくまでもこの市議会議員守ろうという立場ですね。

名前は絶対言わないということですね。

異常です。

それで、少し考えを変えてもらいたい。

少し具体的に質問続けます。

公募の関係です。

赤坂保育所跡地についてです。

これは資料では7番物件となっております。

2004年、平成16年ですね、10月29日に不動産鑑定、翌年1月6日の庁議で最低価格を決定、いつでも入札にかけられるそういう状態ということだと思うんですが、ところが第1回目の3月24日の最初の入札対象からこれ除外した、これは調べていますか理由を。

#### ○ 管財課長

個別調書1の4ページの上から3行目のところでございます。

平成16年10月に鑑定評価をとり平成17年3月24日の入札会にかける予定であったが、赤坂区との隣接用排水路の協議及び旧赤坂保育所の取り壊し等の関係で入札に付すことができませんでした。

○ 川上委員

それでは意味がわかりません。

わからないけど、どうせまた調査するでしょうからそのとき聞きましょう。

それでその後、この物件は9月30日の再鑑定評価、(意見書)と書いてますね、によって大幅値引きを行い、10月21日に入札を行ってますか、お尋ねします。

○ 管財課長

10月21日に入札を行っております。

○ 川上委員

9月30日に再鑑定評価出したわけですが、3ページの中ほどに「不動産鑑定士聞き取り結果について」というのがありますね。

あなた方が書いたんですよ。

その本文の4行目を見てください。

こう書いてますね。

「公募しても応募がないなど需要の欠如等市場性を考慮した」と、値引きについてはね。

この7番の赤坂保育所、公募したことがあったんですか再鑑定前に。

○ 管財課長

その前には公募はいたしておりません。

○ 川上委員

あなた方少しおかしいと思ったでしょ、この報告書を書くときに、どうですか。

○ 管財課長

これをつくり出すときに、市場性の修正率というのがございますが、これにつきましては資料の別紙2につけてますとおり、1番から9番の全体を鑑定を出しております。

その1番から9番の物件の中で7番の359番、これが個別調書1でございまして、ほかの物件が一応ここで言う最初の入札したときに売れなかったというところで、それから公示価格でも売れなかったというところで、これも含めたところで購入者が希望がないというふうを考えられます。

○ 川上委員

そんな答弁だから身内に甘いと言われるわけですよ。

チェックする立場で物を見ないと、跡などのように調査してどうするんですか。

おかしいじゃないですか、おかしいでしょ。

今後あなた方調査するポイントですよ。

こんなおかしいことがなぜ起こるか。

だれでも考えますよ。

特定目的のために大幅値引きをしたのではないかと、そうじゃないんですか、調査しましたか。

○ 管財課長

先ほどの答弁とちょっと重複するかもしれませんが、この赤坂保育所跡地については、入札にかけましても不落した物件でございまして、

入札者がなかったということの10月21日の物件でございまして、その後に購入者が買われたということでございます。

○ 川上委員

わざとそういう答弁してるんですか。

9月30日に再鑑定に出したんでしょ。  
再鑑定出すときには、さっき読んだじゃないですか。  
公募しても応募がないなど需要の欠如等と書いてあるじゃないですか。  
それに該当してないんでしょ。  
してないんだけど、再鑑定に出したからおかしいじゃないかと言ってるわけでしょ。  
わかりにくいですか。  
わかりやすいでしょ。

だれが考えても、再鑑定に出す理由はないと考えるのが普通ですよ。

ところで、この間の総務委員会の終わったころ、5月11日付西日本新聞夕刊が出ましたね。  
これ、あなた方が聞き取ったという鑑定士はこう言ってるんです。  
記事読みますよ。

「鑑定士によると、再評価の要請は当時の担当係長から口頭であったという。  
鑑定士は、一度定めた価格を大幅に下げるのは、損失をこうむっても早急に処分しなければならぬなど特別な事情がある場合に限ると難色を示したが、係長が、それぞれと、その場合に当たると答えたため要請を受け入れたという」と報道しています。  
大幅値下げを目的に再鑑定を行ったのは間違いないんじゃないですか。  
お尋ねします。

#### ○ 管財課長

鑑定士の方に行きまして内容についてお尋ねをいたしました。  
今新聞報道等読まれましたけど、先ほどの市場性の修正を行ったものであり、大きな要因としては売却希望は強いものの、公募しても応募がないなど需要の欠如等、市場性を考慮したものであるという回答を得ております。

#### ○ 川上委員

それは事前に公募した物件にはそういうことが言えるかれないということでしょ、どうしてこれ言えるんですか。

それで、事情があったわけですよ、人に言えない。  
そこを調査するのがあなた方の仕事じゃないんですか。  
それで、高本議員の払い下げ申請はいつですか。

#### ○ 管財課長

高本玲子さんに払い下げた分につきましては10月24日に申し出がっております。

#### ○ 川上委員

高本玲子さんが申請した。  
なかなかこれは素早い対応なんですよ。  
どうしてかわかりますか。  
この方は、昨年10月21日の入札のことを当然知っておられたと思うんです。  
10月21日は何曜日か知ってますか。  
これは金曜日です。  
そして22が土曜でしょ、23が日曜ですよ、24が月曜ですよ、そして25日は何の日ですか。  
この方に払い下げることを決めた庁議があった日ですよ。  
土・日・月の3日間でこの方決断したんですね。  
この方今あそこで貸家業されてるわけでしょ。  
一千数百万円のお金が要るんですよ、土地代だけで。  
家も建てないといけないでしょ。  
いろんな登記もしないといけないかもしれない。

相当なお金が要りますよ。

そしたら3日間ぐらいで普通の人は決められません。

決められますか。

普通は時間をかけてよく考えて事業を進めるもんですよ。

ところがこの人物は、なぜか10月21日には入札に参加しないで不落になるのを待ってというのは語弊がありますが、なって月曜日に土地を欲しいといって申請書を出す、どうしてこういうややこしいことが起こるんですか。

調査しましたか。

お尋ねします。

#### ○ 管財課長

事実関係については今言われたように日付を追ってそのとおりが事実でございますが、内容についての調査は私の方としても本人なりに聞き取っておりませんので、先ほど言われたとおりに事実関係のみの報告でさせていただいておりますので、先ほど委員が言われますように21日に入札があつて24日に申し出があり、10月25日には庁議があつておることは事実でございます。

#### ○ 川上委員

ですからこのところはやっぱり御本人にお会いして聞いてみる必要がある。はっきりしてることは、入札に参加すると、価格がですよ、買収価格が最低価格を上回る可能性があるでしょ。

しかし不落になって売り払い申請が認められると最低価格で購入できるかもしれない。

これは本人に聞くしかないですよ、どう考えたかは。

しかし重大なことは、こういうことが成り立つためには、想像してもいいですよしてください、行政側の責任ある幹部の協力がなくてはできないんじゃないですか。

このところを調べましたか。

#### ○ 総務部長

先ほどから管財課長が答弁をしておりますけども、この物件番号7、赤坂の土地に関しましては庄内の広報それから新聞にも広報いたしまして買い手を募っております。

その結果、申し込み手がいなかったということの中で買い手のない物件、不落物件ということで、後は随契で買える物件であるということでございますので、御理解をお願いいたします。

#### ○ 川上委員

このところ不透明さを解くかぎは、やっぱり公職にあるということですよ。

この方と、何と言われましたかね縁者とされましたね、そういう関係にあるからじゃないですか。

それでは8番物件、JA跡地についてお尋ねします。

7番物件と同じように、2004年平成16年10月29日に不動産鑑定、翌年1月6日の庁議で最低価格を決定した。

が、赤坂保育所跡地とともに3月の入札から除外された。

そして公募にかからないまま9月に再鑑定に出されて大幅値下げが決定したわけです。

先ほどの7番と同じです。

こちらの方はどうお考えですか、お尋ねします。

#### ○ 管財課長

これの個別調書2につきましても、平成16年10月に鑑定評価をとり、入札会にかける予定でありましたが、開発用道路が本件土地を含む周辺宅地に入り込んでおり、JA跡地の面積が実測と合わずに誤差が判明してるということがわかりましたので、それを是正するため解消するため9月補正に予算計上したため、3月24日並びに10月21日開催の入札にはかけられな

ったという調査でございます。

○ 川上委員

答弁かみ合ってません。

さっきと同じなんですよ。

一度も公募をかけてないのに、大幅値下げを求めて再鑑定にかけるといふ行為がおかしいと、何かあると、のではないかということですよ。

それで、この8番物件の入札は答弁があったような事情をそのまま仮に認めるとしても、いろいろあるんですが、12月20日火曜日に行われてますね。

応札者は1人だったということです。

それが辻文雄氏ということなんですけれども。

ところで、これの入札開始時刻とかいうのは何かに書いて市民が知ることができるような状況だったですか、お尋ねします。

○ 管財課長

この物件につきましては、「広報しょうない」12月号につきましては先ほど説明しましたとおり、その他の町有地の売却について再度入札を行いますと。

また、詳しく記載した入札説明書を窓口配布し、町有地を売却しますと、その分の配布入札説明書の中には物件がございます。

○ 川上委員

ここに「広報しょうない」当時のが1年分ありますよ。

この中にないでしょ。

物件はこの中にもないし、それから先ほどの質問は違うんですよ。

何時から入札するとか書いてますかということを知りたいんですよ。

再度答弁求めます。

○ 管財課長

13時受け付けのみの入札説明書には13時受け付けのみでございます。

○ 川上委員

庄内町の入札はそれまで受け付けだけ書いて開始時刻を書かないことがありましたか。

しかも入札物件を書かない、入札物件書かないで入札するんだから、そういうことがあったんですか。

今度の場合は非常に異常な中で入札がされたのではないですか、お尋ねします。

○ 管財課長

今申しました窓口配布してる入札説明資料には13時受け付けとあります。

ただ、詳しくは、「広報しょうない」におきましては詳しくはお尋ねくださいと、お問い合わせくださいというような書き方でしか「広報しょうない」はございません。

○ 川上委員

「しょうない」には入札開始時刻も書いてなければ物件も書いてない。極めて異常です。

そういう入札が行われたんです。

で、入札開始は何時に行ったか、入札を何時に行ったか確認しましたか。

○ 管財課長

1時10分から15分の間と聞いております。

○ 川上委員

住民には1時入札受け付けと書いて、1時10分に1人来たわけですね。

それが職務専念義務違反になるかどうか分かりませんが辻文雄氏ですよ。

そして10分に受け付けて15分にもう入札終わってるわけですよ。

そして、その後入札したいということで来た方ありませんでしたか。

○ 管財課長

1時15分過ぎに1名来られております。

○ 川上委員

入札直後ですよ。

市長おかしいでしょ。

あり得ないですよこういうことは。

こういうのをあなた方そこまで知っていて報告書では、まとめようがなければ記録もない、何ら問題がないみたいなことを言ってるわけですよ。

こういう調査でいいんですか。

もっと緊張感を持った調査が要りますよ。

それで、次に移りますが、不透明な売却というのがこれにとどまらないんです実は。個別調査3はありませんけど。

9番の物件について伺います。

9番物件というのは大字有井357番103と書いてあるのがありますね一番下に。

このことですが、実はこの9番の物件はまた同じように、7番、8番と同じように、鑑定を済ませながら3月の入札から除外、9月に同じように大幅値引きを求めて、もういい、私言いますけど、9月に再鑑定をしたと。

そして別紙の3を見てもらいたいんですけど、下から2つ目の欄に有井357番125とあるんです。

だから9番と別紙3の有井357の125というのは違うんです。

これはある時点でわざわざ一部除外して12月に入札したものと思われま。

応札者2人と。

落札してますね。

この一部を除外した経過と理由をお尋ねします。

○ 管財課長

有井の357番103でございますが、これにつきましては357番122と今言われました357番124と5に分筆をされております。

その357の122番につきましては、そこの別紙2の鑑定価格の以前の3,360円で1万平米を売却されております。

17年の8月9日です。

それから357の124につきましては、2,499平米を平成17年の11月20日に、やはり3,360円で最初の鑑定の価格で売られております。

それから今言われております357の103につきましては、これにつきましては入札に、平成17年の12月の20日の入札で2名応札者がおり、これにつきましては鑑定後の2回目の鑑定の2,000円で落札をされております。

○ 川上委員

別紙3の方に書いてある売れたものは有井357番の125なんですけれども、私聞いたのはどうしてここで一部除外した、分筆でしょ、分筆したのかと聞いたわけですよ。

何か住民との間で特別の約束があったんですか。

お尋ねします。

○ 管財課長

済みません、時間とらせて申しわけございません。

357番の122につきましては、昭和58年に覚書がありまして、その方と町との覚書の中で1万平米を分筆してこの3,360円で、鑑定前の価格で町の決裁を受け一応売買されてお

ります。

○ 川上委員

前後の関係もかなり調べてますね。  
事実関係ははっきりしてるんでしょ。  
事実関係ははっきりしてるんだったら、さっきと同じことですよ。  
この方お名前聞かせてください。

○ 管財課長

済みません、ちょっと資料を探しておって申しわけございません。  
この方は、平成17年の6月の議会に、面積、金額が議会の議決要件でございますので町有地売却の議決を受けております。  
お名前につきましては斉藤太郎さんでございます。

○ 川上委員

次に、公募入札対象だった1番物件と4番物件です。  
2件はともに3月の入札で不落となったが、継続的に公募入札対象だったんです。  
ところが、売却希望者があらわれたということで直ちに、その方に担当者が直ちに2割引きを提示したわけです。  
最低価格よりは高いだろうということのようですけども。  
そしてそれを庁議に諮ったんです。  
非常に公正さに欠ける行為ではないかと思うわけですけども、この2つの物件、売却相手は公職にある者あるいはその関係者ではありませんか。  
調べられましたか。

○ 管財課長

今申されましたように公職にある方かそういう関係の方ということでは私の方は把握しておりません。

○ 川上委員

これは簡単なことですよ。  
把握してないはずないでしょ。  
契約書全部持ってるんでしょ。  
今、名前を聞いてるわけじゃないんですよ。  
公職にある者かどうかを確認してるんじゃないですか、あるいはその関係者か。  
わからないですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。  
休 憩 15：49  
再 開 16：01  
委員会を再開いたします。

○ 管財課長

先ほど委員の指摘の1番と4番の2割減で売った物件については、公職者等は含まれておりません。

○ 川上委員

ただ、現状ではこれも極めて不透明だということは指摘しておきたいと思います。  
次に、土地売却の経緯が調査報告書に記載されています。  
これを見ると平成16年6月2日の庁議において、町有地10件の売却方針が協議され、総務委員会に報告・了承を受け決定されたとあります。  
庁議はどういうメンバーで行っていますか。

○ 管財課長

庁議のメンバーでございますが、町長、収入役、教育長、総務課長、企画財政課長でございます。

○ 川上委員

この当時、企画財政課長はどなたですかね。

○ 管財課長

辻課長でございます。

○ 川上委員

企画財政課長の職務は、町の財産の管理というのが含まれていると思うんです。そういうことですね。

庁議は6月2日、今後の町有地管理方針を協議し、その後、正式決定するまでの間に総務委員会に報告し了承を得た等の記載があります。

この今後の町有地管理方針に売買可能な町有地（別紙）隣接地権者の打診の後一般公募、建築条件及び買い戻し特約なしとあるが、この段階で売買可能な物件は何件予定しましたか。

○ 管財課長

資料がそのときの資料がございませんので申しわけございません。

○ 川上委員

そしたら、その物件を全部売却すると収益見込みは総額幾らでしたか。お尋ねします。

○ 管財課長

その時点の分は申しわけありませんがそれもわかりません。

○ 川上委員

じゃ、この10件について私が手元で計算しましたら、10件ですよ、9件か、別紙2に書いてある9件だけとりあえず計算したんですが、最初の鑑定の額を合計すると1億1,262万、で再鑑定が6,987万に手元計算ではなりました。

再鑑定によって62%に下がったわけです。

結果的にこの10件については売却益は幾らになりましたか。

把握がありますか。

○ 管財課長

合計は出しておりません、申しわけないです。

○ 川上委員

正式通告ではないけれども、これぐらいは聞くぞというようなのは言ってるじゃないですか、はっきり言って。

全然問題の大きさを受けとめてない。

それで、この庁議の後、庄内庁議会の6月定例会があったわけです。

この6月議会ではその後現職議員が逮捕されることになるあっせん利得処罰法違反事件の舞台となった高度浄水処理施設その実施設計の入札をめぐる談合情報の取り扱いをめぐって激論が交わされています。

ですが、今回の町有地売却問題も議論になったわけです。

議会会議録を見ると、この6月議会でこの土地売却にかかわって、その2年前まで町の幹部職員だった議員の興味深い質問というか発言があるわけです。

若草団地の跡地、関の山キャンプ場駐車場跡地、JA跡地とも呼ばれ後に辻文雄氏に売却した物件です。

赤坂保育園跡地これは後に高本則幸議員に売却ですね、高本玲子さんに売却と、の売却促進を迫り、その上で新たな町有地取得のために使っていただければ三菱の社有地の買収は可能じゃ

ないかと思う。

さらに、道路も、設計費が上がっておりますのでそこら辺の土地を取得すれば、町だけじゃなくて民間も計画が立てられると思う、こう言ってるわけです。

つまり、町有地を積極的に売却し、その売却益を使って三菱の土地を買うのに使うべきだという質問というか発言があるわけです。

これは町の基本方針と一致しておりますか。

調査しましたか。

#### ○ 管財課長

庄内の庁議におきまして基本方針、遊休地と申しますか不用町有地については積極的に売買を行うという基本方針は確認いたしております。

#### ○ 川上委員

売るということは確認したけれどもこれは国の方針ですから、もう地方交付税とかもう削減するよと、自分の財産売って生活してくれというのが国の方針でしょ、通達もある。

それで売るのはいいんだけど、いいちゅうか売ったわけだけでも、買う方は町の基本方針には別になってなかったわけです。

そういう状態の中でこの議員が、職員OBですよ、が今言ったように売った金で三菱の社有地を買うべしと言ったわけです。

それで、どうなったかですよ。

いずれにしても庄内町はその後合併までの短期間に三菱の土地を買うことになったが、いかなる目的でどういう物件を幾らで購入したか、その財源とあわせてお尋ねします。

答弁求めます。

#### ○ 管財課長

お答えさせていただきます。

管財課の方では保有財産の総括的な管理は行っておりますが、事業課の方の行う用地買収等については、現在把握いたしておりません。

#### ○ 川上委員

私が今知り得る範囲では調査した範囲では、庁議から合併までの短期間に町有地の売却目標というか、額は先ほど言ったとおり最初の鑑定では1億1,262万で、再鑑定でも6,987万、約7,000万ですよ。

40%大まけして。

そして大企業の遊休地を買ってるわけですよ。

三菱は三軒屋工場団地線道路敷きとして1,740万円分買ってます。

それから大坪団地用地として三菱から同じように2,800万買ってます。

これ合わせますと4,540万という計算になるわけです。

これに麻生3社、関係3社あるわけですが、ここに三軒屋工場団地線の道路用地があるんだけど2,900万で買ってます。

この三菱、麻生旧炭鉱資本に払った金は幾らになるか、私なりに計算したら約7,440万円。どうですか。

土地を売って町の財産処分して住民の暮らし、福祉に使おうというのがかけ声でしょ。

ここ書いてるじゃないですか。

これは逼迫した、2行目ですよ調査報告書の、「これは逼迫した町財政の財源に資するための施策とし」と書いてある。

お金は回ってるわけやからあれですが、この町幹部職員OBの議員の興味深い発言からそれを目線を合わせて物を考えていくと非常にわかりやすすくないですか。

ここのところ調査する考えはないですか。

○ 管財課長

今、議事録の関係で言われておりますが、旧庄内町の政策的なことでもありますので、答弁については控えさせていただきたいと思っております。

○ 川上委員

あなた方が担当課長が一人で答弁してるんだけど、ほかの幹部が見てる間にやっぱりきちんと目を向けてメスを入れないといけない問題はこの町有地問題に関連してまだあるんですよ。先ほど言ったこの議員の発言の中で、国との関係で見過ごすことのできない際どい発言があります。

どういう発言か。

これは会議録です。

ちょっとそれですけど、けさちょっとバイパス思いよったんですね、8,000万円ぐらい入ったんですかね、バイパスのお金が。

その中できのういろいろ話が出ておりましたけど、辻課長が私のところに相談に来たんですよ。別に意味なんか何も聞いていません。

ただあそこの土地を分筆すればお金にどうもなりそうと。

国が買収の対象にしてくれるんじゃないかという話で、私に相談があったんですよ。

それで今朝ふっと思い出したんですが、どういうつもりで相談されたかわかりませんが、ひょっとして分筆するにはお金が要りますよね。

最終的にそれがお金に本当になるかという保証はないんですけど、どうもなりそうということで、どうやろうかという話があったけど、それは是非するべきやないかという話を思い出したんですよ今朝。

それで結果的にやっぱり8,000万円ぐらいのお金になったわけですね。

それで昨日も出ていましたけど、市長、国から言えばひょっとしたら詐欺かもわからないですね。

いわゆる駆け込みで分筆してやったということは。

でもそういうことが現実にあったことをひょっと思い出して今言ってるんですけど、これは何も辻課長一人に話をしているんじゃないんですね。

こういうところがあるわけです。

これは会議録です。

この庁議のちょうど1年前、先ほど言った1年前、平成15年・2003年6月に201号バイパス用地として庄内町は町有地を北九州国道事務所に売却して約8,400万程度の売却を得たということです。

これについての1年後のこの議員の感想です。

彼は続けて、この金で三菱の土地を買えばいいじゃないかと、物件費とか人件費とかにずっと使うなということ言ってるわけです。

市長、感想はどうですか。

○ 管財課長

今言われております201号バイパスの件でございますが、私の方では分筆をしてるのは把握いたしておりますが、今言われますように国との詐欺がどうのとかいうのはちょっと把握いたしておりません。

○ 川上委員

そろそろ締めくくりに入ろうと思うんですけど、この話を辻文雄課長が、当時職務がわかりません。

もしかしたら水道課長かもしれません。

水道課長が、この議員が現職の職員の時代のこともかもしれませんし議員の時のことかもしれ

ませんが、どうしてそういう職務の人がこの議員のところに行かないといけないのかこういう話を持って。

この議員の話が事実だとすればですよ。

分筆すれば金になる、本当に辻課長が言ったかどうか分かりません。

この議員が国から言えば詐欺かもしれないと議会で言わざるを得ないほどの重大なことを提言したかもしれない。

その発言の真偽は別に確認する機会もあると思います。

いずれにしても土地をめぐるっては町幹部や議員の間では物すごい会話が公式の場において行われていたわけです。

今回格安土地売却の調査をもっと深めるべきだと思います。

で、管財課だけではだめです。

買う方、売る方、両方要ります。

したがって、各課関連のプロジェクトチームつくって徹底究明する必要があるんじゃないですか。

その観点として、先ほどから質問してる立場上、幾つか論点を整理して市長に御提案したいと思うんです。

大きくは3点あります。

第1は売却の方です。

その1は、赤坂保育園跡地は一度も入札にかけてないのに大幅値下げの再鑑定をした、なぜか。その2は、関の山キャンプ場駐車場跡地、J A跡地ですね、は、これもまた一度も入札にかけていないのに大幅値下げの再鑑定をしたのはなぜか、また、12月20日の入札は正当に行われたか。

その3、有井の物件については、売却した土地が何カ月たっても所有権移転登記してません。それはなぜか。

その4、1番物件と4番物件の2割引きと公募外しについては、そんなことができるとの情報が特定の人にだけ流れており、そこには町との特別な関係がなかったか。

これが第1点です。

第2点は、三菱や麻生の社有地の買収について。

その1は、大坪団地建設用地は現地建てかえはできなかつたのか。

あえて三菱から購入する必要があったのか。

その2は、三軒屋工場団地線道路用地について、整備目的は何か、民間土地の開発であれば三菱や麻生など土地の所有者が自分でつくるべきではないか。

そして第3は、先ほど申しました201号バイパス用地として町有地を売却した経過についてであります。

これらについていずれも依然として大きな疑問があります。

公職にある者についてはもちろん、売買相手及び関係社からの事情聴取を必ず行い、市として本格的な調査を行うべきだと思います。

住民監査請求も昨日受理されたというふうに聞いております。

市長の、清潔で透明、公正な市政運営行うぞという決意から調査やるという決意をお聞きしたいと思います。

## ○ 総務部長

今、質問者提言されております3点につきましては、旧庄内町で政策的に決定され実施されたものと、このように理解しておる次第でございます。

その中で、この前新聞に載りました調査結果につきましてはきょう報告したとおりでございますし、また、その他の部分についても、これは今言いましたように政策的に決定された部分と

理解しておりますので、御了解のほどをよろしく申し上げます。

○ 川上委員

以上で私の質問終わります。

○ 兼本委員

5ページの個別調書2の経緯のところ、平成6年9月にJAから云々というところで、面積が若干これより多いんですけど、金額が1,290万6,700円でJAから町が購入したようになっておりますが、このときの鑑定評価などはあったのかどうか調査しました。

○ 管財課長

契約書等はございましたが鑑定書等はございませんでした。

○ 兼本委員

じゃこの金額を1,290万6,000円で購入した金額が妥当であったかどうかということについては当然庁議かなんか諮って購入したんですかね。

その点は。

○ 管財課長

この日付が平成6年9月で約11年、大方12年ぐらい前ですので、そのころの庁議等の資料は確認できておりません。

○ 兼本委員

いずれにしても、個人の財産を町が1,200万で購入してるんですよ。で、契約書はあって関係資料は何もないということですか。じゃ旧庄内町の時点で、――飯塚市と同じですかね議会のかかわる金額等々については、どうですかね。

○ 管財課長

町と市とでは金額は違いがございますが、5,000平米以上の700万円以上の土地については議会の承認が必要とたしか認識いたしております。

○ 兼本委員

そうすると1,200万ですから当然議会はかけたですか、委員会かなにかにかけたんですか。

○ 管財課長

2つの要件がございます、5,000平米以上と平方メートル以上と700万円以上、2つの要件がございます。

○ 兼本委員

そうしますと1,200万で買ったのがこれが妥当な金額であったのかどうかは鑑定評価も何もそのときの資料はないからわからないということですね。これがもしかしたら高買いしたかもわからないということになるわけですね。そういうふうに、解釈しようと思うたらそうなるんですよ。だからこれ解釈ですから、あなたたちがどうのこうの言うわけじゃないけど。我々が解釈したら1,200万、これが何年かたった後の鑑定が何ぼですか、当初鑑定490万ぐらいになったわけですから、そうしますともう1,200万が約500万ですから。平成6年というところ恐らくまだバブルはもうはじけててあったと思うんです。土地の地価はだんだんだんだん下がってきてますけど、1,200万は言えば税金を無駄遣いしたというふうに我々は解釈してもしょうがないということになりますよね。以上、終わります。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。  
本件は報告事項でありますので御了承を願います。  
以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。  
(閉 会) 16:25